

午前10時 開議

議長（真砂 満君） ただいまから平成16年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15番 角谷英男議員からは欠席の届け出が出ておりますので報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 松本雪美議員、10番 大森和夫議員の両議員を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、18番 巴里英一議員の質問を許可いたします。巴里議員。

18番（巴里英一君） おはようございます。朝一というのは非常に気持ちのいいものでございます。ふなれな私でございますが、ことし2回目の質問になろうかと思っておりますので、理事者各位におかれましては、ぜひともよき回答をいただけるようお願い申し上げます。

それでは、議長の発言のお許しを得ましたので、大綱4点にわたって質問をいたします。質問に入るに当たり、去る10月24日、泉南市議会選挙で激戦の中、当選された議員各位に対して敬意とともに祝意を表するものであります。また、新しく議席を得られました新進気鋭の議員の皆さんには、心よりの祝意とともに、これまでの社会における経験を生かして今後の議会活動に邁進し、市政全般にわたり寄与されることを期待いたしますので、頑張ってくださいと思います。

さて、今や世界は新たな問題、テロに対する備えと、各国は連携して自国民保護への対策が避けて通れない重要な柱としての対応、対策が求められております。戦争も2国間の問題でなく、国連中心とする多国籍軍による平和維持を図ろうと各国が努力をされておりますが、今も世界各地での紛争は絶えません。

また、温暖化による環境破壊、世界的異常気象による災害を初め地球環境汚染による食料の安全

問題、特に貧困からの脱出を願う途上国の安定化問題、その中には食料と医療問題が大きな比重を占めており、成長著しいアジア諸国初め、途上各国の経済成長による消費増大による膨大なエネルギーが今後必要となり、これが人類の大きな課題として今後協議されていくであります。

特に、環境といえば水の安全にかかわる問題があります。近年、世界もそうですが、我が国においても水質汚濁の問題があります。6月にも触れましたが、水は私たちの体の約60%を占めております。この命の水が危機にさらされております。

ことしの6月にも申し上げましたが、若干数値が一部では違っておりますので、訂正かたがた披歴をいたします。特に、青く澄んだ水は別名ブルーダイヤモンドと言われておりますが、水の惑星と言われる地球における水の97.5%を海水が占めており、淡水が2.5%、そのうち地下水30%、極地氷河69%、川と湖が0.12%となっており、地球全体の水に占める割合は約0.003%であり、水は貴重な資源であります。我が国は瑞穂の国と言いますが、水は数少ない価値ある資源として、また戦略的資源として国を挙げて効率的利用を考えていくことが求められております。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、大綱1、市町村合併についてお聞きいたします。

その(1)は、合併協議会解散と第2次合併問題についてであります。3市2町の合併協議会が、去る9月30日をもって解散のやむなきに至りました。国・府の財政支援は、減額はあっても増額はなく、市財政の将来の見通しはどうか。また、どういった改善を図るのかということを考えてときに、残念ながら国・府の支援は、答えは否と言わざるを得ません。

財政のあり方、市民の生活福祉の低下を招かないためにも市町村合併は必然的に可能な限られた選択肢の1つというよりも、最も現実的選択と言えるのではないのでしょうか。そして、改革の課題であります行政のスリム化の実現と財政を高めることがより重要であり、可能な限り追求すべきであるし、そういう意味では可能な比率が非常に高くなるというふうに思っております。

と見るなら、市長も御承知のことですが、ここ数年の決算を見る限り、本市の行財政が劇的に、また今以上に好転する状況に残念ながらありません。そのため、交付金、交付税、補助金の増が国・府に望めないなら、市民負担増とならざるを得ないのは必至であります。

さて、このように見ていくと、現特例法に基づいて進められた3市2町合併の結果を市長はどのようにとらえておられるのか、お考えをお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、合併にかかわって現法にかわり、第2次とも言える合併特例法が来年4月より5年の時限法として施行され、市町村問題は新たな合併の段階に入ると言われます。国は知事の権限の強化をしてでもやり切るという不退転の決断で合併に関する強い強権的姿勢がちらほらと見受けられます。第2次新法、合併新法についてはどのような考えをお持ちか、また将来にわたっての泉南市の合併のあり方について、現段階でお答えできる限りで結構でございますので、お示しをいただきます。

大綱2の行財政改革についてお聞きいたします。

その(1)の行財政改革の現状と今後の方針、方向についてお伺いをいたします。

行財政改革については、今議会より専門委員会として特別委員会が設置され、議会として行財政改革に取り組むことになり、私が委員長としてその任に当たることになりました。行財政改革については、特別委員会で集中論議されるかと思しますので深くは触れませんが、ただ、行政改革と財政改革は内容、目的が違うものと思います。新行財政改革を行うに当たって、その点はいかがでしょう。その意味で、現状と今後の方向、方針についてお示しを願います。

大綱その3、公的施設についてお聞きします。

その(1)は、樽井公民館運営の状況と使用料問題とその後についてであります。現在の公民館運営はどのようにされているのか、運営状況と使用料等について御答弁ください。

その(2)は、樽井新老人集会場の進捗状況と運営にかかわる諸問題について。樽井新老人集会場、いわゆる第二集会場ですが、進捗状況はどの

程度なのでしょう。また、今後の老人集会場の運営と使用、利用等の収支及び問題点の有無についていかがでしょうか、お答えください。

大綱4、市営住宅についてお伺いします。

その(1)は、砂原、氏の松、高岸3住宅の件であります。私はこの問題について、さきの6月議会で住民の皆さんの願いに思いをし、数十年の苦しい自分の運動を思い起こしながら質問をいたしました。

そのとき、理事者の皆さんと長年の払い下げ要求を闘った3住宅の皆さんのほっとした安堵の表情が今もなお印象として残っております。そういう意味で、私はそのことを今も忘れず、今回もそのことの進捗について質問に立ったわけですが、その中身は、理事者としてはそれぞれ事情があるとは思いますが、法的及び事務的にクリアしなければならない業務は多くあるとはいえ、既に住民は待ちくたびれておるわけであり。一体どの点にどのような問題があり、このような長い日時がかかっているのか、その点はどうなのか。いまだ境界明示もまだだというふうに聞いておりますが、その点はいかがでしょう。

このことの処理は、既に高齢化世帯の方々が多く住む3住宅の問題について、皆さんは一日千秋の思いで待っているというふうには私は思います。その意味では、一日も早い、一刻も早い処理が望まれていることは承知のことでしょうし、その努力はされているかというふうには私は思いますけれども、この処理の進捗は、早ければ早いほど市も含め当然住宅の方もそうですが、両方にとってメリットであるというふうには私は思いますし、その点もう少し明らかにしなければならないのではないかとこのように思っておりますので、現在までのおくれの経過及び進捗状況に関する件について御答弁をいただきたいと思っております。特に、売買単価とそれに現在かかっている固定資産税の比率割合についてどのようになっているのか、お答えください。

住宅その(2)は、市営前畑、宮本住宅に係る増改築であります。以前にもお尋ねしましたが、宮本2棟、3棟の改築計画があります。この建てかえは18年度予定されておりますが、事実上実

施できるのかどうか、できるのであれば実施計画はどのようなか、お示しいただきたいと思えます。

また、手つかずの前畑2棟、3棟、7棟、10棟について、その声も聞こえてこず、どのような計画があるのか、現状についてお示してください。

こういった意味で質問しましたが、答弁の内容いかんによっては、自席から再質問をさせていただきます。壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（真砂 満君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から市町村合併についてお答えを申し上げます。

昨年の11月に設立をいたしました泉州南合併協議会は、3市2町が足並みをそろえ、住民投票までに12回の合併協議を重ねてまいりました。その間、巴里議員におかれましても、合併協議会委員として、また市議会の広域合併問題対策特別委員会の委員長として御尽力を賜り、感謝をいたしております。

去る8月22日に行われました住民投票の結果、今回の合併の枠組み、また時期についての市民の皆さんの理解が得られなかったことは、私としても非常に残念な思いをいたしております。当面、単独での市政運営となりますので、厳しい行財政改革を進めるとともに、可能なものはできるだけ広域行政で対応するなど、これまでの合併協議の成果も市政に生かしてまいりたいと考えております。

また、2点目の第2次の合併特例法に関する考え方ということでございますが、現在のさまざまな優遇措置が盛り込まれた合併特例法が来年の3月で失効をいたします。その後、新しい合併特例法が来年4月から5年間の時限立法ということで施行されることとなっております。

今度の合併特例法は、現在のような手厚い合併特例債等のような措置はございませんが、交付税措置については、現在の法律と同様に保証されるというようなこと。また、より柔軟な合併が可能なような合併による旧町あるいは旧市の単位の行政区制度が設けられるなど、今とは一味また違った意味の合併特例法だというふうに思っております。

す。

先般、住民投票によって一定の結果が出た段階でございますので、今のところ具体的なことは申し上げにくいわけでございますが、今後の社会情勢の変化や、また国の動き、府の動き、そして三位一体改革等のこれからの状況等を踏まえまして、また市民の皆様の機運を十分に注視しながら、分権時代にふさわしい自治体のあり方について、今後とも進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（真砂 満君） 石田理事。

理事（石田幸祐君） 御質問のうち、行財政改革につきまして御答弁申し上げます。

本市におきましては、平成8年12月に行財政改革大綱を策定以来、さまざまな改革に取り組んでまいりました。特に、平成13年度から3年間を実施期間としました第2次の行政改革では、3カ年合わせまして18億8,000万円の効果額が生まれるなど、一定の成果を得てきたものと考えております。

しかしながら、依然不透明な社会経済情勢、それから今日の危機的な財政状況が続いている現状におきまして、限られた財源を有効に活用した行財政運営を行っていくためには、市民にとって何が必要なのかを的確に把握し、真に必要な行政サービスを提供していくことが、これまで以上に重要になってきていると考えております。

そのような認識のもと、平成16年度から平成18年度までの3カ年を計画期間といたしました第3次行財政改革大綱案及び99の項目から成ります実施計画案を取りまとめたところでございます。

今回の計画におきましては、喫緊の課題であります財政状況の改善・健全化に向けた歳入の確保、歳出削減の取り組みはもとより、これからの時代にふさわしい行政のあり方を考えまして、民間の力を生かしていくためのアウトソーシングの推進や市民との協働、公民のパートナーシップにつきましても重要な事項として取り上げているところでございます。

今後、市長をトップいたしまして各部長がメンバーとなっております行財政改革推進本部を中心

に、全庁を挙げて実施項目の実現等、改革を推進していく所存でございます。

また、先ほど巴里先生から御披露のございましたように、今般議会におかれましても行財政問題対策特別委員会が設置されました。今後、各委員の皆様方の貴重な御意見や御指摘をいただきながら、改革を確実に力強く推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 公民館について御答弁する前に、一言おわびを申し上げたいと思います。

昨年の10月に開催されました決算審査特別委員会におきまして、巴里議員さんから公民館に関して御質問があったにもかかわらず、それについてうかつにも全く御答弁を失していることがわかりました。深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことのなきよう十分に注意してまいりますので、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

さて、公民館については、住民のために实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育施設であると同時に、地域住民の生涯学習の拠点でもあります。また、市民の交流の場となり、文化の発信地となることを目指しております。

そこで、公民館における各種の事業の企画、実施につき調査、審議するために、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の委員で組織されております公民館運営審議会にその時々の社会情勢に合わせた事業の展開について諮問し、公民館の運営に審議会の意見、要望を反映して、地域の実情及び地域住民の意向が適切に反映された事業展開がなされるよう努めております。また、公民館利用者で組織されております公民館クラブ協議会も公民館まつり等活発に活動され、市民参加の事業展開がなされております。

今後も、公民館運営審議会を適宜開催し、現代

的課題、特に最近では子育て支援、環境問題、文化、芸術、IT問題、まちづくり等に対応した公民館事業を推進し、かつ住民が主体的に取り組んでいけるように、より一層支援協力する公民館の運営を図ってまいりたいと考えております。

なお、樽井など全4館の公民館の使用料収入については、従前からもすべて教育使用料として市の歳入として適正に処理しておりますことを申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 今、中村部長から何かおわびをするというような発言があったんですが、中身がぜんぜんわからないので、何をおわびしたのか、その辺を簡単でもちょっと示していただかないと、全く聞いている人間がわかりません。

議長（真砂 満君） 時間をとめて説明を求めます。中村部長。

教育総務部長（中村正明君） お答えいたします。

実は、昨年の10月14日から16日に決算審査特別委員会が開催されました。その中で、巴里議員さんから公民館について数点にわたり御質問がございましたが、教育委員会の中ですべての御質問について答弁を行うということがありませんでしたので、おわび申し上げたわけでございます。

議長（真砂 満君） 理事者に申し上げます。今、本会議で行っておりますのは、議員の一般質問の質疑でございます。他の委員会でのことで、議員が質問をしていることであれば結構かと思いますが、質問をしていない事柄についての釈明も含めた答弁はいかなものかというふうに思いますので、その辺十分に配慮して答弁をするようお願いをいたします。

答弁を続行いたします。楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 公的施設の樽井第二老人集会場の進捗状況と運営方針につきましてお答えさせていただきます。

樽井第二老人集会場につきましては、平成14年度におきまして造成に伴う実施設計、土地調査のボーリング、土地確定測量、文化財発掘調査並びに建物の基本設計を行いまして、平成15年度におきましては、造成に伴う実施設計、建物の基

本設計についての一部修正を行いまして、本年度におきましては造成工事並びに建物の実施設計に着手しております、来年度におきましては建物の建設を予定しているところでございます。

また、建設後におけます樽井第二老人集会場につきましては、老人集会場設置並びに管理条例に位置づけさしていただき、施行規則に基づき適正な管理に努めてまいりますとともに、老人福祉の増進や地域に密着した身近なコミュニティ施設として、また憩いの場としての役割を果たせるよう管理運営に努めてまいりたいと考えております。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 御質問の大綱第4点目の市営住宅について御答弁を申し上げます。

まず、1点目の砂原、氏の松、高岸3住宅和後の経過及び現状と今後について御答弁を申し上げます。

裁判の和解後、覚書に沿い代表者と協議を重ねるとともに、解決方策について府を通じ国に対し強く働きかけを行ってきたところであり、その結果、国・府において一定の条件を付し、譲渡を認める旨の方向性が示されたものでございます。本市といたしましてもこれを受け、譲渡に向け市営住宅用地の境界、面積等を確定するための用地測量業務を現在進めております。過日の12月3日に用地外周境界確定の立会を府、地元、住民、隣地権利者等の協力のもとに実施したところでございます。

また、これと並行しまして、現在、代表者の方々と協議を精力的に行っております、円満にかつ着実に協議が進んでいるものと認識しております。

今後、測量業務におきましても整理すべき課題、メニュー等も残されており、また具体的な協議が進むにつれ、さまざまな課題、問題が惹起すると思っておりますが、協議の中で誠意を持って対応し、一刻も早い解決に向け、努力してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の市営前畑、宮本住宅の増改築についてでございます。

前畑、宮本の6棟につきましては、既に浴室設置と1室増設の個別改善をしているところですが、

残る宮本2号棟、3号棟につきましては、さきの泉南市営住宅ストック総合活用計画での建てかえ方針を受け、昨年より鋭意取り組んでいるところでございます。

また、前畑住宅についても、今般のストック総合活用計画での建てかえ方針を受け、順次取り組みたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） きょうは少し早目にやりましたんで、時間が結構あると思いますんで、第1点から再質をいたします。

確かに市長おっしゃるとおりで、この前、合併協議会が民意を受けていわゆる離脱表明をしなきゃいけないということの結果になったわけで、深く私はそのことを言っているわけでございませぬし、なったものはやむを得ないというふうに思います。その決断は、民意に従うということであれば、私は市長の行為は正しいというふうに理解をいたします。

ただ、さらにまた国というのは、現行、市長御承知のように、いわゆる行財政改革ということをしてすべて言っているわけですね。特に財政問題が大きな問題でありますし、そのための分権という問題が起こってくると。結果、ある意味でいえば、国はこのままではやれないんだということの表明だというふうに私は思っています。それを地方へ転嫁していかざるを得ない。それが地方の行財政改革の、拍車をかけると言うたら語弊がありますけれども、地方もやむを得ずやらざるを得ないところになり、結果的には、いわゆる住民といいますか国民ですか、一般的に市民の負担にかからざるを得ないところになるわけですね。そのことをいかに低減さすかという方法論としては、結果的には合併をせざるを得ない。その合併のトータルメリットをどう生かすかということが、合併の本来の趣旨であろうというふうに私は思っています。

でなければ、このままで私は合併を否定したから成功だなんていうことは、私はその考え方にはくみしないわけです。結果、今まで以上によくな

ることがない。むしろ負担増になり得る方が多いのではないかと。特に、近々そういう問題が生起すると。それを承知で市民の皆さんは拒否をしたんだろうというふうに私はとらえますが、しかし、そこに至るまでの徹底したいいわゆる市民への理解への行為があったんかどうかというところが、実は疑問というか論議として残るところだろうというふうに今思っているんです。そういう点がどうなのかなと。

今後、第2次といわれる合併が、市長おっしゃるようにいわゆる特例債がついてこない。しかし、知事権限を強化されたということにおいては、どちらにしても国はこれ、やるということの決意だというふうに思います。

その中で、まだ進まない場合はどうするのかということが残されるわけですが、恐らく僕はもっと強権的な行為をしてくるだろうというのが不転の決意であるという表現になったわけでございますので、その点はちょっと突っ込んで悪いんですが、市長の考え方については、そういう点は、頭といいますか、考え方の方向性の中でどっかに持ってはるんかどうかという、そういうことをお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この問題、合併問題は、一般の住民投票のいろんな議論の中でも、財政問題が非常に強調されたという部分があると思うんですね。当然、それも大きな要素だというふうに思いますが、やはり根本は地方分権だというふうに思うんですね。やはりこれをしっかりと受けていく、それだけのしっかりとした基礎的自治体ですね、受け皿をつくるというのが、本来の合併の趣旨ではないかというふうに今でも思っております。

当然、これからまだまだ非常に厳しくなるであろう財政問題というのはつきまってくる話でございますので、これをいかに乗り越えていくかということとは、やっぱり枠を大きくして、そのスケールメリットを生かした中で、いろんな費用を抑制し、それを市民サービスなりあるいは事業なり施策なりに回すということがこの合併の効果だというふうに思っております。

当然、この前ですと5つのまちが一緒になろう

ということですが、一緒になるときは公共料金が多少上がるもの、下がるもの、そのままのもの、いろいろあると思いますが、それはその時点での話でございまして、今後の方向としては合併することによって今以上の、少なくとも今のサービスは維持し、さらに向上できるという、そういう思いがあったわけです。残念ながら結果として住民投票で少数意見にとどまったというのは、非常に残念に思っております。

したがって、今後、当面は単独で行かざるを得ないということでありますから、非常に厳しい行財政運営にならざるを得ないというふうに思っております。したがって、現在のサービスの水準あるいは負担の水準についても、一定見直しをしていかざるを得ない状況になるというふうに考えております。

したがって、合併というのは、合併してすぐに、あしたこんなに大きな効果があるというものではなくて、やはり5年、10年というスパンの中で、だんだん効果が大きくなっていくものだというふうに思っておりますので、そういう意味では中長期の視点という面で御理解がいただけなかったということについては、非常に残念に思います。

御指摘いただきましたように、ただ時期的としましては、来年に法律が切れるという一定の枠の中でございまして、十分な説明なり、市民の皆さんに行き渡ったかということについては反省すべき点もあろうかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、次の合併特例法というのが5年間の時限立法でございまして、その中でどう対応していくのかというのは、これは全国の自治体、また同じだと思いますが、真摯に検討していかなければいけない課題だというふうに考えております。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） かなり踏み込んでお答えいただきましたので、これ以上申し上げませんが、いずれ遠からず全体的な、泉南市だけでなしにやっぱり財政破綻は起こり得るというふうに私も思っているところでございます。今さら抑えればいんだということではなしに、将来的展望に立った考え方をすべきだというふうに思います。

特に、私は、個人的見解でありますけれども、政治家が市民に負託されて行財政を預かっている、我々も逆の意味でそうなんです、なら預かった私たちがみずからがそのことがいいか悪いかをこの場所において考えるべきであって、今回に限るということではありますけれども、そのたびに住民投票をやるということであれば、政治家としての存在が何の意味もなさない。市民が右へ行けばよっしゃ右へ行く、左へ行けば左へ行くといういわゆる司会者みたいな形で行財政というのはあってはならないというふうに私は思っておりますので、そういう点では、みずからが私はこの信念に基づいてやるんだといったところで決断をすべき。そのとき市民にそれだけのいわゆる法的手段がありますから、要求なり要望なりされて処理をすればいいんだというふうに、本来の民主主義の原則でありますから、この点はきちっとしなければならないんかなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたように、市長もそうなんです、どこまで浸透したかという問題はあるから結果としてこうなったということはありますけれども、その点も今後十分に考えてお互いかなきゃならないんかなというふうに思いますので、そういう意味での御答弁ありがとうございます。

行財政改革なんです、僕は先ほど石田理事、行政改革と財政改革の内容、目的は若干違うんですよということを申し上げたんですよ。含めて行財政改革だということですね。行政は行政とやらなきゃならないものがあるんですね、行政改革というのは。財政改革はまた違うんですね。これ、相まって大きな効果を発揮しようというのが行財政改革だというところなんです、間違っているのなら御指摘いただきたいんですが、そのときに職員の意識はどうか。執行システムのあり方はどうか。市民から見る各部課における対応ですね、これはどうなってるか。あるいは何でもかんでもコンサル委託しているという考え方はどうか。

これは十分職員でできる部分、例えばポールを持っていつてはかるぐらい、これは後ほど出てきますけど、3住宅の問題にしても市の職員ではできないのかとか、そういう問題が実は片一方に

あるかと思うんですが、そういったことはできるだけ縮めることが、実は財政改革に寄与するんだというふうにとらえ方になるんですが、特にいつも決算で問題になるのは、不用額が非常に多いです。この点、簡単に結構ですからひとつお答えいただければと思います。

議長（真砂 満君） 石田理事。

理事（石田幸祐君） 御答弁申し上げます。巴里議員のおっしゃられるとおり、行財政のあり方そのものと、それから財政をいかに健全化していくかという、いわゆるキャッシュにかかわる改革と、それと行財政の仕事の進め方そのものの改革というものは、直接リンクするものではないと思いますし、市役所として市民のためにどのようにして仕事を進めていかなければならないか、根本的に改革を図るべく部分、多々あると存じます。

特に、御指摘のございましたような、例えば職員が直接した方が効率がいいようなこともありませんでしょうし、逆に若干、一時期は効率は悪くなくても、将来に向けて市民とどのような役割分担をしていくのかというように考えた上で、市民の皆様方にもさまざまな役割を果たしていただいて、市民との協働を図っていく、市民の皆様と一緒に泉南市をどのようによくしていったらいいのかということをも身近な行政をやっていくというような意識改革というものが、職員そのものにとって非常に今後大事なことであるというふうに考えております。

そういった点から、先ほど御答弁申し上げましたが、行財政改革という項目だけではなくて、市民との協働というように、なかなか内容的には不十分な点もあるかと思いますが、今回改めて市民との協働、パートナーシップの確立というような項目も改革の項目として取り上げるところでございます。

今後、職員の意識改革というものを日々の仕事を通じて、あるいは研修等もちろん含めて意識改革を十分に図っていきたいというふうに考えております。

それから、1点、決算において不用額が多いという御指摘がございました。この点につきましては、いろいろ当初予定していた予算を立てたとき

と、実際の執行に当たっての状況の変化等々あると思いますので、何をもって多いかということとはなかなか難しいと思うんですが、我々としては、できるだけ予算の時期に、今後の状況等をきちんと精査をした上で、むだのない予算の編成、執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） 市民とのパートナーシップということですからね、それでは今までないんかということで、より強めるという意味での表現だと理解いたします。

基本的には、職員意識改革と執行のあり方がもう少し進化をさせられないんかなというように思いますので、ぜひとも不用額も含めてひとつお願いしたい。この後にも出てくるんですが、それをお願いをしておきます。

これは今度またゆっくりしようかなと思うんですが、公民館全般の運営のあり方については、今後もっと考えなければいけないんかなというふうに思います。そういった意味での質問を、あるいは質疑を決算でしたわけでございまして、そのとき答弁いただけることになっておったのをいただかなかったと。後ほどみたいな話になって、それすら失念されて1年ほっとかれたということにおいての部長の言葉だったというふうに思います。本来は、あのとき議長が委員長だったかな。決算、だれだったかな。ちょっと忘れちゃったけれども、そういうことで委員長がきちっとやっていただければ、そのときは済んであったんですが、その点は今後また改めて……。

ただ、公民館の運営審議会委員の不用額が非常に毎年あるんで、毎年こんな不用額がずっと出てくるというのは、いわゆる予算を組むときの問題、査定に実は問題がありますから、先ほど言ったのは、それも含めた、そういうことを含めたものが、例年ずっと3年間見たら同じような不用額が出るというような、こんな予算の組み方というのはもともとないわけで、その都度必要なものは、やむを得ない場合は補正予算で組んでいくということであればいいんであって、当初の不用額が出るこ

とか前提での組み方というのは、ちょっと予算取り何とか主義みたいな形になってはいけないかななど。それでは財政改革にならないし、行政の執行のあり方も問題になると違うかなというように思いますので、ぜひともお願いをしておきたい。

老人集会場の進捗状況、これをやっておったら後ほどのことをやれませんので、また改めてやりますけれども、この問題は、これは申し上げておきますが、公費で建てるものですね、公費。樽井財産区のお金であっても公費だと。これは私費ではないですね。歳入して、それを執行するという意味においては公費。これはすぐれて公的施設ということになりますから、樽井の区かどうかわかりませんが、自分たちが運営を決めてやりとりをするということにするにはならないというふうに私は思うんですが、その点はいかがなんでしょうかね。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 樽井第二老人集会場につきましては、樽井財産区の方から一般会計への繰り入れによって建設をしていくということで公的施設でございまして、当然、建てていく中では区の意見もある程度尊重していかなければいけないですけども、やはり市の方で老人集会場の建設ということでございまして、一定、市として老人集会場を建てるという認識のもとで、地元区におきましてはいろんな意見としてはございましたし、御参考にさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） ようわからんけど、樽井財産区の金で建てたみたいな言い方に聞こえたんですが、間違うてたらごめんなさいね。これは、市が起債を起こしてやってるんですよ、また。樽井財産区の金やから樽井のものやということないですよ。これは公費ですよと私言うてるんですよ。だから、それで建てた物は、いわゆる条例に載っておりますけれども、運営はこれに基づいてやらなければならないから、泉南市が管理監督すべきものでありますということになるんですよ。そういう答えがあればいいんですよ。樽井があるから自分たちで運営するだということではないんで

すよ。でないと、この老人集会場規約に反する行為になります。公費で建てたものを私的に運営すると収支明細が明らかにならない。これもなんでしたらついてもいいですよ、こんな問題は。私はそれを言いたくないから、そうでしょうと言うてるんです。そういうことなんですよ。

それを財産区の金入れたからどうのこうのという話——言うたように、財産区であろうがなかろうが公費ですよ、まして起債もかけて補助ももらってやってるんだから、公的施設を運営するときは市が管理監督しなきゃならないんです。

まだ言いたいこと、ようけありますよ。第一老人集会場——仮に言ってるけど、この第二老人集会場はきちんと老人集会場のように供してるんかというようなことになるんです。貸し館になってませんか。それをしないとやるなら無理もない。そこまで私、言ってませんねん、今まで。あなたの答え方次第でそういうことになるんで、ひとつそういう答えをしないようにお願いをしたい。もう簡単で結構ですからね。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 第二老人集会場の管理の問題でございますが、先ほども御答弁いたしましたように、条例並びに規則に従って適正な管理をしていくということで考えております。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） それでええんですよ。そうでないと、どこからの金かと聞いてることはそこしか聞いてないですから、お隣の先生も言うてるんですが、言わなくてもええことまで言うからややこしい話で、私そこまでつこうかなんて思てないですよ。やり方次第ではわかりませんが、答弁次第では。余りおかしな答弁されると、やっぱりちょっとどうかなというふうに思うんで、その点ひとつ部長、この進捗状況もできるだけ関係委員会にその都度報告いただければありがたいかなと。それを委員長と十分相談していただけてやっていただくというふうにされればいいのかなというふうに思いますんで、何か変更したと言うてましたな、どっか一部。そういうことをどう変更したかわからないんでね。最初に認めたことと変更

されたら、その変更状況はやっぱり報告あってしるべしじゃないですか、本来は、事前委員会、協議会に。そうあるべきだと私は思うんですけどね。

それひとつひとつも、そうすれば何も問題が起らないので、一遍その点も部長、できるだけ、先ほどパートナーシップと言いながら、実はパートナーシップになってないところにあるんで、議会は何も怖いことはないんですよ。あなた方が執行さえきちっとしてれば、何も文句を言われる筋合いがない、理事者として。

だから、行政の執行のあり方が問われていくんだということを、私は先ほども行財政改革の中で行政と財政改革、いわゆる行、財は別ですよと。しかし、相まってやることによって、いわゆる財政力を高めるという方向での方法論だということをやっているんですね。そういうことでございまして。

それでは、まだ結構残ってますんで。先ほど3住宅、砂原、氏の松、高岸の問題なんですけど、なぜ、これ市長と代表者の上月さんと話しされた時点、あるいは代表者の関係の皆さんと話し合ったときに、和解のときから既にもう2年過ぎてるんですね。それ以降、4月でしたか、これちょっと工程がわからないんで、できたら資料をいただけたらなということを強く言わないが、やわらかくお願いしたんですが、なかなかないんで、ちょっとわかりにくいんですが、いつ、どういう形で話し合いし、そしてその内容的にはこういったものであるということが出せるんかどうかは別として、それを秘密にすることもないんですが、これ、おくれればおくれるほど、お年を召されている方のいわゆる払い下げを受ける方が受けられなくなる、年いけば。

このことに対して、今度は保証問題ですね。いわゆる借り入れするときに保証の可能性はどうなるんや。何軒ぐらいが現金で買えますという、あるいは何軒ぐらいがローンで行ってもらいたい、何軒ぐらいが要りません、最低これぐらいのものが僕は明らかになってもいいんじゃないかなというふうに思いますし、そのローンで購入するにはできる状況にあるんか。例えば60数軒のうち3

0軒が現金で買えるという資産がある程度ある。残る30数軒については買えない、ローンであったら何とかできるというのがそのうち何軒あるのか。そのうちの買えるけれども、毎月のローンの支払いはこれくらいしかできないという方もあるかもわからない。3万あるのか5万あるのか2万あるのか、ちょっとわからない。これを考えたら、この点も含めて協議されたのか、あるいはそのことも排除されるのか。

その前段に一番大事なのは境界確定ですよ。なぜこんなにおくれているんですか、境界。二重地番あるとか、ややこしいことが昔からあったんですからね、何もこれがなかったって、払い下げ以前のいわゆる賃借方式というのかな、賃貸方式にしても、いわゆる境界明示しなきゃならないでしょう、坪数単価掛けていくから。その点はいかがなんですかね。その点できませんのかね。なぜこんなにおくれているのか。おくれた最大の理由。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 3住宅の譲渡に向けての作業の経過等につきまして二、三御質問ございましたので、お答えをいたします。

まず、最後に言われました測量関係のことから御説明申し上げます。譲渡方針を春ごろから、そういう方向で動き出した中で、当然3住宅とも、まず当該団地の外周の境界の確定をした上で、その後、中のいわゆる区画割等を決めていくという作業をしていきます。

時間のかかっていることの説明なんです、当然、その当該団地周辺の境界を確定するにつきましては、民民の境界、それから里道、水路等の官民境界、それから関係道路等の公共用地の境界確定、それから氏の松住宅におきましては、当団地の中につきましては二重地番の整理はされておりますが、大阪側の隣接地につきましては、二重地番の整理がなされていない区域と隣接をいたしております。したがって、最終的に境界の確定の際には、その辺の作業も続いてやらなければいけないというふうな作業が残っております。

ついこの間ですけれども、12月の3日に氏の松、高岸とも外周境界の用地立ち会いをさしてい

ただきまして、今その関係図書の仕上げをやっておりまして、それができますと、それぞれの関係者への捺印ですね、押印、判こ取りの作業に回るといようなことになります。それから、続きまして1月の中旬には、砂原住宅につきましても同様の作業をいたします。

これで3住宅とも外周境界の用地立会が終わりまして、あとはでき上がった図面に押印等を求める作業をしていくと。並行いたしまして、氏の松の二重地番の整理に向けての作業も継続してやっていくと。もろもろその辺の作業の中で、我々だけじゃなくて、いろいろ関係機関との申請とか協議等もございまして、そこそこ時間がかかるということもございます。

それから、継続いたしまして関係の方々とその譲渡に向けましての条件整理等、それは定期的に関係の団体の方々和我々の方で協議を精力的にやっておるとい状況でございます。

以上です。

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） だから、経過表なりあれば簡単にできるのに、それをここできちっとした、こうですね、こうですね確かめていったらいいわけで、それ質問するのがわかってながら、意図的に細かく説明することでいいのかなというふうなことではないんです。そんなことは本人らがわかっているはずなんです。

問題は、どちらにとっても僕は得だという言い方をしたんですよ、市にとっても。これは例えば砂原で例をとると、路線価格1平米当たり8万6,000、これは2年前の去年、おととしの評価。これA、B、Cがありまして、8万6,000円と6万8,000円と6万6,000円あります。これをAを起点にしますと、現在一一その時点ですよ。現段階では大体165平米で50坪。平米当たり固定資産税が200円掛けるそれですから3万3,000円。都市計画税85円。掛ける50ですから、坪にして。これが1万4,225円。合わせて4万7,025円。これを1カ月に直すと3,916円ですかね。

これを売り払ったって、この時点で既に3,900円の固定資産税と計画税が市の収入になるんで

す。現在が3,000円ですか。ちょっと僕はわかりませんが、平均、そんなに皆さんの今の家賃よりも低いということはないんです。ということは、売り払いで収入が入り、そして固定資産税で毎年市の財政がきちんとできていくということから見たら、決して損ではない。損か得かというたらそうなんです。だからこそ、早くした方が市にとって結果的にいいとことと、早くしてあげることが入居者から見たら安心感があって、その後の問題ね。今、次長が言われたように、細かい話ありますよね、どうだこうだ、ローンがどうだとか、その話は最終的には市が責任持ってあげてくださいというのが私の考え方です。

それでだめな場合は、それは担保しますから、それは売り払えばいいんです。また、売り払えば同じ形で入ってくるという意味の形でいいんじゃないかなと、そういう方法論をもう少し考えていかなければならないんじゃないか。最終的には市長の判断になりますけども、こういうことを考えて、次回一遍ゆっくりと、しんねりと、もっつりとやってみたいと思います。

以上で議長、終わります。ありがとうございました。

議長（真砂 満君） 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

次に、9番 松本雪美議員の質問を許可いたします。松本議員。

9番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党松本雪美です。2004年12月議会において、大綱6点について質問いたします。

大綱1点目は、まちづくりです。

その1は、和泉砂川駅前整備についてですが、昭和57年に駅周辺地区整備基本構想が策定されてから今日で22年になります。昭和59年には市街地再開発事業のA調査、62年にはまちづくり協議会の設置、平成3年には組合施行の再開発に決めて準備組合が設立されました。そして16年、ことしの7月28日にその準備組合は解散。これまでに費やした調査費は1億3,000万円。代替用地として駅周辺では19億円の借金をして用地買収したものが、今では25億円近くにも膨れ上がりました。

都市計画課長として府職員を迎えた上に、再開発準備室をつくり、2人の職員を6年間にわたって張りつけました。バブルに踊り、24階建てと16階建てのビルと2棟つくる計画など、採算性を無視し、A調査、B調査など白紙撤回までには6回もの計画図をつくり直し、市民の税金を湯水のごとくにつぎ込んでむだ遣いを進めてきました。なぜ、まいた種を実らせることができなかったのか。それは再開発事業そのものは関係住民の将来の営業や生活再建を無視したものであり、現実からかけ離れた、採算性を無視していたということでもあります。住民の目は、将来を確かに見通して、無謀な再開発計画を白紙にさせたと言えるのではないのでしょうか。

何度も言いますが、向井市長はこの泉南市で事業部の一職員としてスタートを切られてから30数年です。泉南市のまちづくりを進める中心的な役割を果たしてきました。和泉砂川駅前再開発事業は、空港の対岸市の泉南市の中心としてまちづくりでは特に重点を置いた事業として進められてきたはずであります。これまでに、いたずらに再開発事業にこだわり続けて、むだ遣いを続けた市長の政治責任は重大であります。まちづくりの失敗とむだ遣いにどう責任をとられるのでしょうか、お答えください。

そして、今、新たなまちづくりにも既に1,000万円近い調査費を使い、絵をかき直し、道路と駅前広場づくりは超々概算で35億円とはじき出されております。住民の声を聞いてつくられたのでしょうか、お尋ねします。財政難の中で実現できるかどうか、このことについてもお尋ねします。

まちづくりのその2は、バリアフリー法の制定で障害者やお年寄りも安全で住みよいまちにと、道路の形態や公共施設の改善を当然進めねばなりません。何はさておいても、駅のバリアフリー化が待たれております。

第1番目の課題としては、駅にエレベーターを設置するにはどれくらいの費用負担がかかるのでしょうか、お答えください。

その3は、イオン開店後の交通混雑の問題です。男里浜地域は、防災センターの前の道路が開通し

ても、りんくうタウン内の湾岸線から紀州街道へ流入してくる車両の実態は変わっていません。新たに浜保育所通所の親子を危険にさらすことになりました。日常生活の安全が脅かされるようなことはあってはならないし、そのほかイオン開店後の交通混雑の実態は一体どうなっているのか、お聞かせください。

大綱 2 点目は、地元商業対策についてです。

1 1 月開店されたイオンには毎日たくさんの人が集まりにぎわっているということですが、イオン開店で内陸部の商業者にとっては、予測どおり買い物客が減り、特に飲食店は毎日の売り上げが減少し、影響大の声が寄せられております。市は、こうした商業者に対して、イオン開店後の半年目として商業者の影響調査をアンケートで実施し、その対策を講じ、今後の参考にしていきたいと思います。いかがでしょうか。

大綱 3 点目は、図書行政についてです。

その 1 は、公害をまき散らす自動車の排気ガス排出規制の NOx 規制に、泉南市立図書館の自動車図書館かしのき号は 1 7 年 9 月に廃車することが決まっています。たくさんの人に親しまれてきたかしのき号の継続は当然のことですが、このことについてはいかがでしょうか。

その 2 は、学校図書館の司書の配置についてです。

3 年前、府の緊急地域雇用創出特別基金事業を利用して、図書整理作業員として 3 年間、小・中学校 1 5 校に半年間ずつ司書資格のある人が配置されました。図書整理作業が実施されました信達小学校の図書館は、図書館らしくせつかく整備されたのに、生徒増で代替教室に変わり、図工室が図書館になっていますが、校長先生は図書館に司書の方が来てくれて、あれはよかったですね、続けてほしかったですねと、このようにも言っておられました。

阪南市では、平成 1 0 年に朝日小学校に非常勤で 1 名の司書を配置し、子供たちは大喜び、授業にも生かされると先生たちも大喜び。この効果は、子供たちだけではなく先生も親からも高く評価され、教育委員会も学校図書館は学校教育の中で大切な位置づけをして、1 0 年に 1 人の司書でスタ

ートしたものが今では 8 名に増員し、小・中学校 1 6 校を 1 人の司書が 2 校ずつ受け持って、交互に貸し出しサービスを行い、読書相談に当たっているということでもあります。どんな財政が苦しくても、阪南市では人間を育てる教育が大切にされている証拠ではないでしょうか。

昨今、子供が親を殺す事件、親が子供を虐待死させてしまう事件などが多発しています。人間の心を育てるために大きな役割を果たす教育が、安く扱われていることはあってはなりません。特に、読書力を育てることは重要な課題だとして、学校図書館の役割は大変大きなものであり、法のもとにも設置がうたわれているのであります。それなのに、運営については人件費は財政負担で削られていくなどあってはならないことでもあります。ほんのわずかの人件費で、子供たちの情操を高め、学習にも大いに役立つ学校図書館です。真のむだをしっかりと見定めて、むだ遣いを改めて、不十分ではあったとしても 3 年間進めた事業を当然継続させるべきです。このことについてお答えください。

大綱 4 点目は、農業公園の問題です。

何よりも 2 4 億円かけた農業公園は、1 6 年度で工事をやり上げ、1 7 年度からは開園すると言いますが、どんな形のものになるのでしょうか。市は、農業公園の維持管理にはこれまで 4, 0 0 0 万円はかかると言ってきました。この費用の捻出は難しいと、いかに歳出を減らそうかと悩まれているとのことでもあります。今後の運営には、市民参加なしには何もできないのではないのでしょうか。運営についても、今後は多くの市民の意見を聞くなど、交流の場を持ったらどうでしょうか、お答えください。

大綱 5 点目は、各公共施設が利用しにくいという苦情が寄せられております。

その 1 は、保健センター 1 階に洋式トイレがありません。妊産婦、高齢者にとって欠かせない保健センターの利用の改善の問題は、こんな欠陥を放置することはできないと思います。そして、利益優先で NTT は公衆電話も引き揚げてしまい、利用者は困っています。携帯電話が普及しても、持っている人はわずかです。安心して保健センタ

一を利用できるように緊急対策を講じてください。保健センターに加えて、あいびあや学校、図書館、文化ホールなど多くの人が集まる場所では、公衆電話も必要な道具であります。いかがでしょうか。これらの改善を求めます。

その2は、市役所へ来る弱者、母子や高齢者、障害者への皆さんへの対策が必要です。トイレについては、トイレに手すりがない、荷物がかけられない、幼児の同伴でトイレには入れない、窓口はおむつをかえる場所がない。介護保険の相談は廊下で済ますなど、障害者や高齢者にとっては本当に失礼な状況ではないでしょうか。施設の改善の声は放置することができません。大変なお金をかけなくても改善できます。市民にこんな思いをさせないように、きめ細かい市民サービスを進めてください。

質問は以上です。答弁、よろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、和泉砂川駅前整備の基本の部分についてお答えを申し上げます。

前々市長の時代から、和泉砂川駅並びに樽井駅については、市の都市軸の両拠点ということで駅前の整備の計画がございました。

特に、和泉砂川については快速停車駅ということもございまして、都市計画道路砂川樫井線、それから信達樽井線、当時は狭い幅員の時代でございましたけれども、そういう中での拠点ということもございまして、駅前を一体的に整備をして、そして駅前広場、あるいは道路整備もあわせて行うということの計画がございました。それに沿って種々検討した結果、当時としては市街地再開発事業、いわゆる面的整備、立体換地というのが一番適した手法であるということで、再開発手法を取り入れるということにしたところでございます。

市施行と組合施行がございしますが、権利者組合によっての再開発事業ということで取り組みを始めました。そして信達樽井線の幅員20メートルへの変更のときにも、地元から、単なる街路事業、道路事業であれば用地買収、それから転出ということになりますので、そうじゃなくて和泉砂川駅

前にとどまりたいということがございまして、再開発手法によって駅前にとどまれるような方法をしていただきたいという要望もいただきました。そういう中で取り組んできたところでございます。

当時の社会情勢としましては、駅前整備イコール大規模店舗のキーテナントという構図でございました。それは商業施設であり、あるいはホテルであり、あるいはその他の施設ということがキーであったわけであります。和泉砂川についても種々検討した中で、そういうキーテナントの誘致ということも含めて協議を重ねてまいりましてけれども、当時としてはそういう話もないことはありませんでしたが、次第に社会情勢が変化する中で、そういうキーテナントとして出店をするような企業というのが非常に希薄になってきたというところがございました。

そういう中で、何度は見直しを行い、規模縮小しながら、実態に合った再開発手法を考えてきたわけでございますが、バブル崩壊と同時に、それも困難になったということで、最近では御承知のとおり、市でやる部分と民間は民間でやっていた部分と分けて考えようということで整理をいたしまして、砂川樫井線並びに信達樽井線、それに付随する駅前広場については、市の方で事業を行うと、そして残りの空閑地等については民間所有者で開発をしていただくということで整理をいたしまして、和泉砂川駅前再開発準備組合におきましても御理解をいただいて、その方向から定着したということでございます。それをもって、駅前の準備組合については解散という形になったところでございます。

現在は、その駅前整備、我々が行う道路、それから駅前広場のあり方について大阪府並びに地元とも協議をしながら策定をいたしておりまして、近い時期に都市計画変更をかけていきたいと考えております。その後、街路事業については泉南市で、駅前広場も街路事業の一部になりますので市の方で行うと。民間開発の方は残り地を活用されて、地域に合ったような建築物の建築ということで、今、調整をさせていただいているところでございます。

大変長い歴史と紆余曲折がございましたけれども、

顧みますと、そういう形で大規模な駅前再開発をやっておれば、他市町でも見られるような管理運営、あるいはその後の撤退等によることも想定されるということもございましたので、今回の変更ということについては、現時点では最善の選択ではなかったかなというふうに考えているところでございます。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 私の方から、まちづくりの和泉砂川駅のエレベーター設置について、大綱5点目の農業公園についてを御答弁申し上げます。

まず、和泉砂川駅のエレベーター設置につきましては、平成12年11月に施行されましたいわゆる交通バリアフリー法に基づきまして、本市は平成14年度に和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定を行いました。

この基本構想には、和泉砂川駅のバリアフリー化の推進も含まれておりますので、和泉砂川駅につきましてもエレベーターの設置やトイレの改造、手すりの設置等バリアフリーを考慮した駅を目指した対策が立てられております。今後、この基本構想をもとに駅前の整備、バリアフリー化の推進の一環といたしまして、現実化に向け、JRとともに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、農業公園について御答弁申し上げます。

当該農業公園につきましては、花卉団地に隣接するという立地条件を生かし、花と緑に囲まれた緑豊かな自然環境の中で、市民の方々が花摘みや農産物栽培、または休日にはお子さん連れで芝生公園等で遊んで一日を過ごしてもらうなど、市民の皆様楽しんでいただくとともに、農との触れ合いを通じた憩いやいやしの場を提供することにより、広く市民に農業への理解を深めていただき、また本市農業の特産である花卉のPRにもつながると考えてございます。

地域農業の振興の重要拠点施設としての魅力ある農業公園としてまいりたいと考えてございます。今年度で第1期工事が終了いたしますので、暫定オープンという形になりますが、17年早期に農

業公園をオープンしてまいりたいと考えているところでございます。

今後の開園後の運営につきましては、当面、管理主体を市とし、維持管理につきましては、経費節減を図るために民間に委託をしていく予定でございます。また、その委託先等につきましては、作業能力、管理能力等を含め、可能な限り経費縮減に資するよう検討を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、イオンモール開店に伴います交通混雑に対する御質問にお答えさせていただきます。

イオンモールショッピングセンターのみでなく、大型商業施設が新しくできますと、どうしても開店直後や休日等は来客者が増加し、付近の道路交通への影響が考えられます。したがって、周辺交通対策として、駐車場の収容台数や駐車場の出入り口の数、位置などについて、大店立地法などに基づき届け出があり、また開店時やイベント時のいわゆる特異日については、臨時駐車場の設置や交通誘導員の動員等について記述があるほか、当市からの意見書においても要請をしております。

今般のイオンモールショッピングセンターの開店に伴う付近交通渋滞の状況を御説明いたしますと、オープン直後の日曜日の11月14日と、その次の日曜日の21日に、堺阪南線と市場岡田線などに渋滞が確認されておりますが、鳥取吉見泉佐野線や国道26号などには、大規模な交通渋滞はなかったのではないかと考えており、その後の休日においても大きな交通渋滞は確認できておりません。

ただ、議員御指摘の男里浜地区において、イオン来店者が生活道路へ進入しているということの事実があれば、また私どもの方からイオンモールの方に看板等の設置、啓発ですね、生活道路へ進入しないようにというような設置等の配慮は、これから、また指示していきたいというふうに考えております。

今後につきましても、来店者数の増加が予想される休日、年末年始にも付近の道路交通の支障を

できるだけ少なくするよう同様な対応を要請するつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、イオンモール開店後の商業影響調査についてお答えいたします。

イオンモール出店が地域や地元商業者に与える影響等の調査などは、必要であるというようなことを認識しているところでございます。しかしながら、大規模小売店舗立地法では開発者にその義務はないため、調査をする場合は独自調査となりますが、本市と商工会が連携しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

調査の内容につきましては、今後、手法、時期等を見きわめつつ、調整を行っていきたく考えているところでございますので、御理解賜りたいというふうに思ひます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 議員御質問の図書行政についてのうち、私の方から自動車図書館かしのき号、NOx規制廃車後の対策につきまして御答弁を申し上げます。

現在の社会状況の中で、子供たちの読書離れということが言われておるところでございます。子供たちに読書の喜びや生きる力をはぐくむのが図書館の役目であると考えております。このため、図書館サービスの中には自動車図書館による巡回サービスがございまして、子供たちはもとより高齢者まで図書館本館に来館が困難な方たちの分館的サービスであり、市内12カ所のステーションを月2回ずつ巡回しております。年間約6,300人の御利用をいただいているところでございます。

ただし、現行の自動車はNOx・PM法の規制により平成17年9月をもって使用できなくなりますが、自動車図書館の継続実施に向け、予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 学校図書館と司書の配置についてお答え申し上げます。

学校図書館における司書の配置につきましては、平成14年度から3年にわたり新緊急地域雇用創設特別基金事業の補助金を活用し、委託事業として司書教諭を市内小・中学校へ配置してまいりました。具体的業務内容は、エクセルによる図書目録の作成、本の装丁・装備作業、それから本の廃棄、図書室の環境整備等であります。

効果としましては、蔵書のデータベース化ができ、読みたい本の検索がスムーズになったこと、図書室や蔵書がきれいになり、読書欲の向上につながったことなどを挙げるができると思ひます。

この間、各校では、市立図書館のレファレンスサービス機能と連携して、授業等で使用する図書の相談、検索、貸し出しを受けたり、地域の読み聞かせボランティアを招いたりといった活動を行ってまいりました。

今後、財政状況をかんがみ、司書の配置に努めるとともに、他市で実施されております学校図書館ボランティアの募集等により、学校図書館が今後も読書活動や調べ学習の拠点として有効活用されるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 各公共施設の利用についてお答えさせていただきます。

まず、公衆電話の設置についてでございますが、保健センターにつきましては、以前には公衆電話を設置しておりましたが、1カ月当たり多いときで利用料金が1,000円程度、少ないときは100円程度であったため、採算がとれないということで平成15年12月をもちまして撤去した経緯がございまして。

現在、保健センターの利用者において、どうしても緊急的な連絡を必要とする場合には事務所に御配慮させていただいているところでございます。

また、利用者から公衆電話を設置してほしいとの声を一部お聞きすることもございますので、1カ月当たりの利用料金が4,000円以下での設置が難しいという一面もございまして、今後検討し

てまいりたいと考えております。

続きまして、保健センターの女子トイレの洋式化についてでございますが、保健センターにおきましては、現在2階の身障者用のトイレのみが洋式トイレになっておりまして、他のトイレにつきましては和式のトイレでございます。女子トイレを洋式化する場合には、スペース等の問題もございまして、場合によりましては改修等が必要となってきますので、今後調査を行いながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、母子福祉におけます乳幼児同伴対策についてでございますが、手のすいておられる女子職員等がかわりに抱いたりあやしたりすることによりまして、各種申請や母子相談時に支障が出ないように配慮しているところでございます。

また、母子相談等で長時間に及ぶ場合には、女子職員休憩室等の部屋を確保するなどの対応も行っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 議員御質問の公共施設の利用について、市役所1階トイレに乳幼児同伴対策をとる御質問がございました。

トイレのベビーシートあるいはベビーチェアのそういった設置の御質問だと思っておりますが、この御質問の件につきましては、トイレ各ブースにベビーシートが必要とは存じますが、現在スペースの問題もありまして、本庁の1階と別館の1階に設置しております障害者用のトイレの中に、実は乳幼児のおむつ交換等に御使用いただくためにベビーシートを設置しているというのが現状でございます。そして、その場所を御利用していただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それと、あと、もう1つ御質問ございました荷物がかげられるように等とか、そういった問題でございますが、この問題につきましては我々も現場を確認しまして対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） まだ、答えいただけてないのがあるんですよ。エレベーター設置にどのくらいの費用かかるかということで、それとりあえず

言ってもらいたいです。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 和泉砂川駅のいわゆるバリアフリー化に伴いますエレベーター設置等の問題でございますが、先ほど部長の方からも答弁申し上げましたように、関係の機関と協議しながら検討を重ねている段階でございますので、概算事業費の積算までには至っておりません。よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） エレベーター1基つけるぐらいは幾らかということ、超々概算でもいいですからどのくらいかかるかということぐらいは言えるんじゃないんですか。そんなんわからないなんて。事前にいろいろとコンタクトさしてもらっているんですから、それぐらいは答えてくれるようにしてくださいよ、質問ですつと言い続けてきたんやから。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 再度の御質問にお答えをいたします。

わからないということではなくて、いろいろ手法もございまして、私が答弁申し上げましたのは、概算事業費の積算にまで至っていないということで、手法はいろいろありますので、単なるエレベーターだけの単価の提示というのであればあれですけれども、手法等もいろいろ協議しながら、関係機関等との協議検討をまだまだやらなければいけない段階でございますので、その辺の手法等がある程度見えた段階で概算事業費の積算をしていくというようなことになろうかと思っております。

したがって、そのような形で進めていくということになりますので、単なるエレベーター1基だけの単価の提示するというのもどうかということで、概算事業費の積算に至っていないという御答弁を申し上げたということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 全体の事業費が幾らかて、何も聞いてないんですよ。単体でいいんですよ。エレベーター1基でどれくらいかかるかというこ

とだけ簡単に聞かしてくださいと。砂川にもエレベーター設置するならば4基ぐらいは必要と、そういうふうに――4基は必要ですね、上と下と、それから入り口と、それからホームにおりるところね。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 手元にちょっとそういう単体の分の資料を持っておりませんので、その点につきましては、後日調べさしていただいた段階で説明させていただきたいと思います。ちょっと今、手元に持っておりますので御理解をお願いをいたします。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 事前にちゃんとそのことは調べといてくれと、質問で出すからと、そういうふうに言ってたんですよ。それなのに、そんな答弁でどうします。私は、都市計画課長に調べといていただくように言うとききましたからね。

議長（真砂 満君） 和田都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 先ほど次長が申し上げましたとおり、ただいま関係機関――JRなんですけれども――とその設置に向けてバリアフリーの基本構想の中でお話はさせていただいておりますけれども、具体的な見積もりとか事業費について何ら話はございません。ただ……（小山広明君「資料がなかったら答弁できないなんて、しっかりやれよ」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 静かにしてください。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） ……一般的なお話ではございますけれども……（小山広明君「人をばかにしたような発言をするな」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 静かにしてください。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 議員おっしゃられたとおり、上り下り2本、それからそこへ入るための……（小山広明君「議事進行。議長、資料がなかったら答弁できないで、資料を調べてきてから答弁するのが当たり前でしょう。また、できないでしょう、それは」と呼ぶ。発言する者あり）

議長（真砂 満君） 答弁を聞いてからにしてください。答弁を続行します。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 4本おっしゃるとおり必要でございます。ほとんどの駅はそうかと思えます。見積もり等とっておりませんけれども、当然、鉄道関係でございまして、いろんな安全面を図っていくということで非常に高額なものでございます。聞いておりますところでは、七、八千万、1基についてかかるんじゃないかと。これは心づもりというんですか、概算ですね、とは思っております。

以上です。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 私は、なぜ聞いたかということ、ほんとにバリアフリーするということは、ものすごいたくさんのお金がかかるということ、それを言いたかったわけですよ。それだけでは、すべて済むわけではありませんから、そういう大変なお金のかかる事業ですから、市長は簡単にバリアフリー法制定の中で街路事業も進めて、駅の整備もするんやということで、いろいろ絵は何遍も書いてますが、最初の質問で言わしてもらったんですけども、ほんとに現実的な、現実にはそういう駅前整備ができるのか、バリアフリー法に基づいた整備ができるのか、そういうことが現実的ではない中身になるんじゃないかなと思ってね、財政難の中で大丈夫かと、こう聞いたんですよ。

でも、市長は、何もそのことについては答えてくれませんでしたし、当然泉南市だけがお金を出してするんじゃない。市負担は3分の1ぐらいだろうというふうには聞いておりますけれども、エレベーター設置だけでもそれぐらいのお金かかるんですよ。

だから、私はそういう面でいえば、和泉砂川駅前の整備についても道路や駅前広場、それも大体35億円ぐらいかかるだろうと、こういうふうには前回の議会の中でも答えて――前々回ぐらいですかね、答えておられたし、本当にこれから財政難の中で、こういうことができるのかどうか、それを思うと、今まで使ってきたむだな、湯水のごとくにつぎ込んだ再開発法に基づいた再開発整備がいかにもむちゃくちゃであったか、市民の税金をむだ遣いしてきたかということが、やっぱり今になって、もう終わったから仕方ないですよと、これ

では済まない話なんですよ。

だから、そのことについて市長はどう責任をとられるんですか、こういうふうに聞かしていただいたんですよ。何ひとつそれについては答えていただかなかった。高石や泉大津やいろんな状況を見ると、再開発しなくてよかったと、簡単にそんなこと言いますけど、22年ですよ。この期間に費やしたお金、人件費も含めて、大変な額でしょう。市長、どう責任をとられるんですか。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 物事を進める場合には、構想、計画、それから実行、実施、結果というふうにあるわけですが、駅前整備の場合は、非常に大きな課題でございますから、いろんな手法、また事業費の検討、また内容の検討というのが必要になります。その中で最善の方法を選択していくということでございましたが、和泉砂川駅の場合は、やはりそういう環境に結果的に、時期もそういう時期にさしかかったというのがありますが、大規模に再開発すると、そういう環境が整わなかったわけでありまして。したがって、今回整理をさせていただいたということでございます。

それは、やっておればどうなったのかという問題はあろうかというふうに思いますが、今、披歴ありました他市町の状況を見ますと、やっておれば一定整備はできたのかもわかりませんが、後の後遺症というのが非常にまた大きいのしかかってくる。特に、権利者組合で行う再開発については、それが権利者の肩にのっかかってくるということでもありますから、今回の役割分担ということが一番いい選択だというふうに思っておりますので、それぞれその過程ではあると思いますが、我々も地元も一生懸命取り組んだ結果ということでございます。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 謝ることもなく、これは反省することもなく、この計画を本当に住民の大切な、納めた税金を湯水のごとくにすぎ込んだ、その答えが今の答えですわ。

それと市長、この後35億円と言われて、超々概算と言われているこの後の駅前整備は、住民の声を聞いてつくられたのかどうか、そういうこと

なんかも聞かしてもろたんですが、答えてはくれませんが、どうなんですか。成功する見込みはあるんですか。そういうことで、どの程度確信を持っておられるのか、聞かしてください。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の計画変更につきまして、まず付近の方々、特に沿道の方々に参加いただいております再開発準備組合の御意見も十分お聞きをして、今、案を取りまとめております。さらに、今後都市計画変更するまでに、再度そういう方々を含めた周辺の方々の御意見もお聞きして、そしてその上で都市計画変更をしたいと考えておりますので、引き続いて地域の皆さんの御意見を聞くつもりでおります。

それと、実現性があるのかということですが、これは何度も申し上げておりますように、街路事業で整備を行うという範疇に入るものから、都市計画変更をして、あと砂川樫井線とそれから信達樽井線、両方にまたがるわけですが、一方は一部府道になっておりますから、これは大阪府ともその整備については既に話をさせていただいて、泉南市と大阪府で協議会を持っておりますので、府道の方は大阪府とその整備の仕方、時期については詰めていきたいと考えております。

それから、一部ルート変更になる街路については、これは市施行ということでございますが、余り物件がありませんので、その部分にルート変更ということも考えておりますから、これは実現できるというふうに考えております。

財源の方は、一応街路事業ということでございますから、国庫補助、あるいはその他の財源というものが見込まれますので、これは継続事業でございますから、継続事業の中で順次整備をしていきたいと考えております。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 市長は再開発計画が失敗した。失敗ですよ。もともと失敗するような中身であったと、そういうふうに早くに――22年ですよ。もっと早くに処理をしてれば、損害も少なかったんですよ。そのことを一つも反省しないということで、これはやっぱり問題、私はそのこと

をきちっと市長は認めるべきだと、そういうふうに思います。

それから、今後の問題として駅のバリアフリーのエレベーターの問題も、4基で大体8,000万とすれば3億2,000万でしょう。3分の1負担するとしたら1億円です。エレベーターだけでも1億円ですよ。そういうことで見ましたら、今の財源状況では進めていけるだけのゆとりというのは、泉南市は持たないだろうなと、私は思うんです。

しかし、現実問題は、高齢化社会に突入しているわけですから駅は大変ですよ。だから、できましたら私はエレベーターというところまでいなくても、当面今すぐできることとして、リフト式になった高齢者や障害者の人を階段上まで送るような、そういうものを一遍考えてみてくださったらどうだろうか。それなら私は、当然JRとの調整もあるでしょうが、まだできる可能性はあるだろうと、そういうふうに思いますので、このことだけは強くお願いしときたいなと思います。

それから、学校図書館の問題は、やっぱり大切な事業ということをお認めになった。だから各市で行われているようなボランティアも養成してと、こういうことですが、私は無償ではやっぱりこれは気の毒だと思うんです。ずっと続く事業ですからね。泉南市内全学校に、やっぱり小学校、中学校にそういう人たちを配置できるようなところにまで持っていかなければならないと思うので、財源も含めてきちっと対応されるように、これは財政の方にはお願いしたい。

それから、自動車文庫についても、自動車図書館についても、財源ができれば、何ぼ教育委員会から財政の方に要請されたとしても、予算要望したとしても、これはもうあきませんよと、お金要るからカットしますよと言われてたらそれまでですから、今は来年度予算について大事な時期ですので、その辺財政がどのように対応されるのかお聞かせください。市長にお答えしていただいてもいいです。

それから、あと保健センターとか庁舎の問題ですけれども、住民からこれだけ不便だという声が上がっている。それをきめ細かく取り上げていた

だいて、ちょっと改善、お金のかからない部分、そんなにもかかるもんでありませんから、改善をしていってほしいなど。特に保健センターなどは妊産婦が来るところですよ。お年寄りなんかも来たりするし、子供連れでも来るわけですから、保健センターは緊急を要する、電話の問題なんかI S D Nも利用すれば電話を2本に分けたりできますからね。利用者が使えるものとしてちゃんと配置をすると。公衆電話を入れることができなくても、そういう方法もあります。わずか1カ月1,000円とか、そんなぐらいでしたらね、負担にはならないでしょう。

それから、泉南市役所のトイレの問題ですけれども、利用しやすいように対策を講じていただきたいなと思います。障害者のところがあると言いますけれども、なかなかあそこには入りにくいですよ。私も大変な時期ありましたから、腰の痛いときとかありましたけれども、あそこに入ってみましたけれども、やっぱり何かいつもあけられるんと違うかなとかね、いろいろな不安、障害者の方たちが利用しているところですから、またその人たちが来たら入れないわけですよ、困るわけですよ。だから、そんな簡単なことですのでね、さっき子供用のいすの話もありましたけれども、できることならそういうことも努力してください。

それから、介護保険の窓口で、窓口の対面じゃなくて、廊下でいすに座ってのこんな相談なんて失礼なことやと思うんですよ。そういうことは改善しようと思えばできることですので、その辺についてお聞かせください。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） まず、1点目の御質問ですが、図書館行政に関しまして、自動車文庫と、もう一個図書館の司書の関係ですが、現在各担当部署からの予算要求の内容についてヒアリングの最中でございますので、現時点におきましては予算化するかどうかということは、まだ未定でございます。ただ、全体の予算の配分の中で考えていく必要がありますので、その点御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 3

点ほどございましたが、まず1点目の保健センターのトイレの洋式化の問題でございますが、先ほどもお答えしましたように、現在のところは2階の身障者用のトイレのみが洋式化されているということで、ほかのトイレにつきましては、改修等が当然必要となってきますので、今後十分調査をした上で検討してまいりたいと考えております。

それと、保健センターの電話の設置の問題でございますが、御指摘のございましたいわゆるISDNの利用ということで、デジタル通信ということになるんですけども、二、三万程度で済むと聞いております。一般の電話については約15万程度の設置費がかかると、こういう状況でございます。先ほども言いましたように、利用者が非常に少ないという状況の中で、16年以降電話がないという状況になっておりまして、今後デジタル通信も含めまして検討してまいりたいと考えております。

それと、介護保険の窓口で来客に対しまして廊下で対応していると、この問題につきましては、我々業務をしている関係者として、スペースがあればなという思いを持っております。したがって、非常にスペースがないという問題で、このようなことになっているのではないかということで認識しておりまして、関係部署とも何とか廊下ではなくて、きちっと部屋で御相談に応じられるという環境づくりについては、今後とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 今、財政当局は予算化するかどうか未定だと、自動車図書館についても、こうおっしゃいましたけども、教育委員会は、自動車図書館は継続してほしい、当然継続やと、そういう目標というのか当然のこととして予算要望してるわけでしょう。それが未定と。そんなことで、今ここででも答えられないということは、これはもう何とも情けない話ですよ。

今も教育長が述べられてましたでしょう。12カ所、月に2回、6,300人の人たちが利用している図書館ですよ。自動車図書館、市内巡回バスというのは、どんなにか多くの人たちに喜ばれている行政の部分でしょう。それを結論も今のこの

12月14日の時点でも出していないということは、これはどういうことですか。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 先ほども答弁させていただいてますように、各担当課から全体の事業費とかいろんな内容の予算要求が出てきております。それを今現在ヒアリングで内容等の事情とかいろいろ聞かせていただきまして、全体の予算の中で判断をしていく段階ですので、まだそこまではいっておりませんので、未定の段階ということでございます。

以上です。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 市長にそしたらお尋ねします。やる気があるんですか、ないんですか。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般質問ですから方向性ですね、これでいいと思うんですね。具体の予算云々というのは、来年度予算ですからまだその査定の時期に入っておりませんし、これから査定をしていくということですから、何もここで決定しているものはございません。

考え方としては、先ほど教育長が言われましたように、BM車については、非常に多くの方々に御利用いただいているという実績がございますし、それを待望されている市民の方がたくさんいらっしゃるというふうには思っております。

ただ、その後の状況の変化で、当時は補助がついたという時代でありましたが、現在は補助制度がなくなっているということもお聞きをいたしております。そういうことも考えながら、全体予算枠の中でどう反映していくかというのは、これからなるというふうに考えておりますが、移動図書館の必要性ということについては、十分認識をいたしております。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 大事な行政ですよ。図書館行政としては、本当に大事な根幹になる部分ですからね。自動車図書館から始まって、泉南市内の人たちにサービスをしてきたわけですから、この部分が削られるようなことは、絶対あってはならない。予算の今折衝の段階だから、やるというこ

とは答えられないというような、そんな答えでは私たちは納得できることではありませんし、方向としては、当然市長は認めていると、大事なことやと認めていると。だから、やりたい方向を示されたということですから、その方向で予算化をちゃんとしていただきたい。

補助制度がなくなる、大変やと、こういうことで予算委員会や決算委員会でも何度も指摘させていただきましたからね。そのときに補助のある間に自動車購入をしてれば、2年ほど前ですよ。補助を受けて、もっと入れやすく、自動車を入れることを安くできたはずなんです。そういう状況ですから、今の事態はほんとに大変だと、図書館の運営の根幹にかかわることとしてきちっとやっていただきたいと。

それから、もう1つ、最後に浜の地域ですけれども、改善すれば今の保育所の親子連れが危険でないような形で通所できるようなことはできると思うので、現実の事態を確認していただけるようお願いしたいんですよ。見てきていただいた結果、どういうことなのか。何か改善策を講じられるだろうし、これから後、企業局とも調整せねばならないものもたくさん残ってるだろうから、その辺についてお答えください。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 議員御質問の浜保育所付近の御指摘の件でございますが、過日、私も担当課長と一緒に現地等の調査もいたしております。それに基づきまして、見解等御説明させていただきます。

御指摘の浜保育所付近の安全対策につきましては、現在の歩道部分の変更は、交差点の交通動線上、車両通行は危険であり、すぐに入れるようにするというにつきましましては、これは交通警察との問題もございます等々で、すぐには困難であるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、駐車スペースの問題でございますが、これ道路敷でございますので、車の駐車場余地として道路敷を提供するというのは、道路法の考え方からいたしましても管理上好ましくないということで、そのような対応につきましましては難しいというふうに思っております。

以上です。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 道路上とかそういう問題ではないと思うんで、全然自動車が来ないところはあるわけですから、そういうことは改善の方法としては、全く自動車が入らない場所があるわけです。空き地があるわけです。そういうところはちゃんと対応できる状況だってつくり出せるだろうと思うんです。

それから、もう1つ、先ほど梶本さんからの報告ありましたが、大規模な渋滞はなかったということで、こндаけ土・日の大変なイオンの利用客の状況ですけれども、なかったということで、出入り口もたくさんあったりとか、そういう臨時駐車場を設けたりとか、そういうような状態であったというわけですから、私はイオンのために信達樽井線をこれからも続けて建設していくようなことは、もうストップして凍結さしたらいいんじゃないですか。今でも十分道路は対応できていると、こういう状況が先ほどからも報告されたではありませんか。泉南市は大変な財政難の中で、信達樽井線、そのことをやめれば住民のために幾らでもお金を使っていくことができる……

議長（真砂 満君） 時間ですからまとめてください。

9番（松本雪美君） きめ細かい、そういうことができるということを言うときます。

議長（真砂 満君） 以上で松本議員の質問を結びたいします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時15分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 北出寧啓議員の質問を許可いたします。北出議員。

19番（北出寧啓君） 緑風会を代表いたします。一般質問に入りたいと思います。

初めに、合併が破綻し、財政再建を余儀なくされている我が市ですが、報道にもあったように典型的な財政破綻都市として、今から何のちゅうちょもなく、大方の市民の支持を受けながら我々は

再建策を立案し、速やかに実施していかなければならないということは、当然のことです。ただ、忘れてはならないことは、分権時代の自治体改革のビジョン、そういうもの。21世紀に国民国家が解体し、自治都市から新たな地域社会をつくっていく時代である。そのことを踏まえる必要があると思います。

我が国では、高度成長から成熟時代に転換する節目に、それはバブルとその崩壊としてでしかなく、その後も制度疲労を感じずに、アメリカの世界戦略に巻き込まれたまま延々と土建国家を続けた不毛の90年代を経て、本来豊かになるはずであった我が国の国民一人一人、市民の生活も心も困窮してしまうという歴史の皮肉に行き詰まっております。それもこれも、権力を持った国会議員や官僚、公務員の無能さから出てきたことによるのではないかと思います。

確かに、日本の置かれた状況は、分権化の流れを抑止する方向に作用しております。700兆円もの負債を抱えた日本では、配分する財が不足し、交付税や補助金が今後削除、削減されていくということは、覚悟しなければなりません。しかしながら、日本でも欧米世界でも、地方分権化は一大潮流となっていることを確認しておきたいと思っております。

第1に、財政再建について。

さて、平成17年度予算編成が佳境を迎えています。本年度の予算編成では、7億円もの基金の繰りかえ運用を行いました。三位一体の改革の始まりだということもありますが、この繰りかえ運用というのは、本来財政再建策とは全く関係がない。今後、このような変則的な手段は、決して行ってはいけないということを肝に銘じたいと思っております。

そういうことは、下水道特別会計を、前回は指摘いたしましたけれども、赤字に放置したまま一般会計から補てんもせずといったやり方と同じであります。だから、こうした手法は、決して再建策とは言えない。逆に財政悪化を加速するようなものだと思います。

17年度の予算編成では、長年の貯蓄を一切吐き出してしまうような基金運用は避け、本来的に

歳出構造の根本的な見直しを行うことが肝要であります。それには2つの方法しか残されていません。1つには、事業や施策の取捨選択を行う、継続事業は事業速度を減速し、新規事業は一切行わない。2つ目には、庁内、外郭団体の整理、外部委託や民営化による人件費の抑制であります。この点に関しての現在の進捗状況と市長の決意のほどをお示し願いたいと思っております。

16年度の黒字化というのは、私から見れば戦略としての健全化政策が立案され、それが成功した結果というよりも、基金の取り崩しや繰りかえ運用が大きなウエートを占めていたことの結果だということを改めて指摘しておきたいと思っております。

したがって、基金の大半が失われた今、こうした財政再建策にとって非本質的である今のような手段は、もはや使えないことを重々承知すべきでありますし、18年度予算編成と今後、今してきた手法ではない、どのような手法で大胆に戦略としての健全化政策を行おうとしているのか、お示し願いたいと思っております。

第2点に入ります。統廃合と分権時代の教育及び子供にとってのまちづくりを一括して質問したいと思います。

統廃合問題、それは直接的には財政破綻と従来の校区の不適合から生じていますが、そして今では緊急課題となっておりますが、子供たちの教育としては、財政再建と同じように21世紀戦略を打ち立てることが肝要であります。もちろん、文科省や中教審などでさまざまな議論はなされていますが、泉南市という1つの自治体で子供たちに対する教育は何か、あるいは子供にとってふさわしい世界とは何か、そういった問いがそもそも立てられなければいけません。

分権の時代にいつまでたっても文部科学省一府教委の指示にいや応なく従っているのが府下の市町村教育委員会であるように思います。地域の時代に、しかも最も地域の力を必要とする教育問題にかかわって、学校教育を統括する市教委に独自の戦略がなくてどうするのでしょうか。それは根源的な問いであります。お答え願います。

ちなみに、ヨーロッパ地方自治憲章では、地方自治体に付与される権限は、通常、十分かつ独占

的でなければならない。この権限は法律で規定される場合を除いて、中央政府や広域政府によって侵害されたり制限されたりしてはならない。あるいはまた、地方自治体には権限を行使する場合、地域の状況に適合するような裁量権が認められるとあります。このような世界的潮流の中で、市教委の自覚を促すとともに、教育改革への大胆かつ不退転の取り組みを要請いたしたいと思います。

また、国連子ども特別総会成果文書として「子どもにふさわしい世界」と題された文書がありますが、ここでは例えば、思春期の青少年を含む子供は、その発達しつつある能力に従って意見を自由に表明する権利を行使するとともに、自尊心を築き上げ、知識を習得し、かつ紛争解決、意思決定及びコミュニケーションのためのスキルのような、人生の課題に立ち向かっていくためのスキルを身につけることができなければならないとしながら、自治体や議会議員の役割に言及しております。地方の政府及び公的機関は、特にあらゆるレベルにおけるパートナーシップの強化を通じて、子供が開発のための課題の中心に置かれることを確保することができる、あるいはまた議会議員または立法機関の構成員は、この行動計画の実施のかぎを握る存在である。行動計画の成功のためには、議会議員等が意識啓発を促進し、必要な法律を採択し、法律の適用のために必要な財源の調達を促進及び財源の配分を行い、かつその効果的な活用を監視することが必要となるなどと宣言されております。

また、資源の動員に関して、子供への投資の意義として、子供への投資は、中長期的に維持されれば特別に生産的なものである。子供への投資及び子供の権利の尊重は、公正な社会、力強い経済及び貧困から自由な世界の基盤を形成するとあります。

私は、子供中心の政治、子供の目から見たまちづくりを提唱していますが、ここで論点を整理すると、第1に分権時代の潮流の中で地域社会の教育を執行機関とりわけ教育委員会らがいかに組み立てるのか。第2に、将来のまちづくりのために子供のための投資の財源をどのように優先的に確保するのかであります。第3点として、子供にと

ってのまちづくりとは何かについて、お聞きしたいと思います。

とりわけ、第2点に関しては、保育所の民営化や幼稚園の統廃合並びに幼保一元化の施策遂行に当たって、今後財源をどのように保障していくのか、あるいは子供たちが学校や園で豊かに教育を受ける権利をどのように財政的に保障するのか。

第3点に関しては、子供の通学路の安全や景観がどのように考えられ、保障されてきたのか。今後どのように伝統と文化が残る町並みを再開発していくのかについて、当局の考えと施策実施の状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、第3点として、多元化社会における市民教育であります。

公教育の現場で市民教育をどう保障するかについてお聞きしたいと思います。

まず、多元化社会、それは同時に民主社会であります。地域社会で市民一人一人の権利や自由、そしてそうしたことを保障する制度、並びに地域社会の基本システムとその一員であることについて教え、かつ実践するように配慮することが大切であります。もう少し具体的に言うならば、個々の制度にはそれぞれ目的があり、それらを世界の、日本の、そして地域社会の目標として示すことが大切であります。あるいはまた、子供たちがそれぞれ地域社会でどのように市民的地位を持ち、地域社会とどのように関係しているのか、市教委も学校もそれを子供たちに示す義務があります。そして、それはそのことによって地域社会の社会資本となるわけであり。民主的社会的公共的政治文化と言ってもいいと思います。

また、教育基本法第8条には、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」とも書かれております。教育委員会から、今述べたことに対する具体的な政策を述べていただきたいと思います。

それでは、以上で演壇よりの質問にかえさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（真砂 満君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 緑風会を代表されての高尚

な御質問にお答えを申し上げていきたいと思いません。

まず、決意のほどということでございます。合併がああいう結果になりまして、当面単独自治体の道を歩むということになりました。したがって、相当厳しい環境の中でどう生き残っていくかということが求められているというふうに思っております。

そういう意味で平成17年度予算につきましては、財政健全化の目標であります18年度決算における経常収支比率の改善に道筋をつける年度であるというふうに思っております。財政の健全化に向けて、さらなる取り組みを進める年であると認識をいたしております。

本年度予算につきましては、三位一体の改革による財源不足を目的基金の繰りかえ運用を行うことにより補う中で編成をいたしました。平成17年度の予算編成に当たっては、財政健全化計画の理念であります財政構造の改革を図ることを基本とし、同計画の内容を着実に遂行するものとし、一般行政経費の縮減はもとより、施策、事業の全般について見直しを行い、選択と集中により限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めてまいりたいと考えておりますが、基金については可能な限り市民サービスに支障を来さないようその活用を図っていききたいと考えております。

現在、本市財政は非常に厳しい状況にあるため、市民、職員の協力も得ながら財政健全化計画を進めますとともに、アウトソーシングについては、年限を示して作業を進めていく必要があるとの判断を行っております。

中長期の財政計画につきましては、継続事業の完了とともに、事業規模を極力抑え、財政健全化の進捗による財政構造の改革により新たな市民サービスの提供や政策課題への柔軟な対応が可能となる財政運営が行えるよう、気を引き締めて財政健全化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、行政評価システムにつきましても、現在百数十項目につきまして評価をいたしておりますけれども、それらも来年度予算の中に反映していきたいと考えているところでございます。

議長（真砂 満君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 何点か教育行政のあり方につきまして厳しい御指摘をいただきました。私の方から、2点にわたって御答弁をさせていただきます。

まず、議員御質問の分権時代の潮流の中での地域社会の教育構築について御答弁を申し上げたいと思っております。

御質問の趣旨は、規制緩和、地方分権の時代にあって特色のある独自の泉南市の教育を教育委員会としてどう構築するかという御指摘だったと思っております。現在、取り組んでおります教育問題審議会の審議の進捗とあわせまして御答弁をさせていただきます。

本市は、第4次総合計画基本構想の中で、ふれあいのあるまち、げんきなまち、安全なまち、活力のあるまち、快適なまち、個性のあるまちを基本理念とし、水・緑・夢あふれる生活創造都市を将来の都市像と定め、新しいまちづくりを進めております。この基本構想を受け、子供が生き生きと学べる学校づくりをスローガンとして、泉南市教育委員会におきましては泉南市教育基本方針を定めているところでございます。

その泉南市教育基本方針に従いまして、市民の信託にこたえ、教育改革に積極的に取り組み、平和、人権、共生といった普遍の原理を根拠として子供たちの持つ無限の可能性を引き出すとともに、市民一人一人が心豊かに自己実現を図ることができるように支援する教育の取り組みを行っているところでございます。泉南市の自然、歴史、文化を生かした教育の創造をしまいたいというふうに思っているところでございます。

また、この理念の具現化には、学校教育と社会教育それぞれの充実が不可欠であり、さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と機能を発揮し、相互の連携協力により、学習の場や活動を重ね合わせながら教育活動を展開していく学社融合の推進が大変重要となってきております。学校、家庭、地域社会がお互いの垣根を越えて連携協力関係を一層発展させていくことによって、家庭や地域社会の教育力を高めていくことができる、そう思っております。

完全週5日制及び新しい学習指導要領の実施から2年余りが経過しようとしております。子供たちがそれぞれ直面する困難な諸課題に立ち向かい、みずから乗り越えていく生きる力を培う場が家庭や地域に広がり、豊かな体験を通じた教育が期待されているところでございます。しかしながら、泉南市におきましては、幼児教育、学校教育、社会教育の分野にそれぞれ課題がございまして、その課題解決に向けての協議が教育問題審議会で行われているところでございます。

現在、直面する危機的な状況を打破し、新しい時代にふさわしい教育を実現するために教育改革を進めるという必要から、教育問題審議会に諮問を行っているところでございます。

3 専門部会におきまして、統廃合、一元化の問題、それから適正規模、適正配置、健全育成等の課題について、かなり踏み込んだ議論をしていただいております。間もなく中間報告にまとめられる予定でございます。それぞれの部会の審議の推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。

次に、保育所の民営化あるいは幼稚園の統廃合並びに保幼一元化の施策遂行に当たって、今後どのように財源を保障していくのかという御質問に御答弁を申し上げます。

現在、保育所の民営化につきましては、公立保育所民営化等検討委員会で、幼稚園の統廃合並びに保幼一元化につきましては、教育問題審議会の就学前部会で審議中でございます。

3 専門部会におきましては、4つのキーワード、0歳から18歳、生きる力の育成、人権尊重、地域、家庭、就学前保育・教育、学校の協働を共通の基本理念とし、協議を進めてまいりました。

また、就学前教育部会では、かけがえのない一人一人として成長、発達を保障しよう。自分が大事、相手が大事、多様な出会いの中でともに育つ仲間づくりをしようなどを基本方針としまして、保育・教育活動の充実、発展あるいは子育て支援・連携の推進、保育・教育環境の充実等、施策の方向について協議が進められてきております。

どの部会におきましても、子供の最善の利益を最優先する。これまでにそれぞれの部会で議論を

してきた理念の実現を優先する。公正な教育支援配分を行い、特定の子供たちが不利益を受けないようにするなどを確認した上で、統廃合や一元化の問題につきまして、そういった手法について協議をしているところでございます。

したがいまして、まだ具体的にこんな形で統廃合あるいは一元化を実施するというところまで決まっておきませんので、財政問題につきましては具体的な統廃合や一元化の手法が決まってから、議論が進められていくのかなというふうに思っております。

第6回の部会におきましては、泉南市の財政状況についての説明もありまして、こういった状況を踏まえて、さらに統廃合、一元化の問題について協議がまとまっていくというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 私の方から、多元化社会における市民教育について御答弁申し上げます。

近年の少子化、都市化、国際化、高度情報化等社会の大きな変化により、個人の意識や価値観の多様化が進んでいます。しかし、今の子供たちはお互いの価値観の違いを認め合い、よりよく生きるために意見の違いを議論し、調整することが苦手であり、自分の考えを相手に伝えるコミュニケーションのとり方がわからないという子供も少なくありません。

このような多元化社会では、子供たちに市民として生きていく力、市民教育が必要であると考えています。すべての教科、領域を通して、表現力やコミュニケーション能力を育成する取り組みが行われています。学校教育における道徳の時間では、1つの価値について多角的に議論し、一人一人の実態に応じた道徳的価値を育成する取り組みが行われています。

しかし、子供自身の確かな認識とするために、ディベートの積極的な活用や地域学習、市民教育のカリキュラムが必要と考えています。その中で、地域ボランティアに参加すること、地域での職業体験学習を実施すること、あるいは市役所や議会

の仕組み、税の仕組みなど地域社会の基本的な事項の学習をすることにより、地域の中で市民として生きていく力を身につけさせたいと考えています。

このように今の児童・生徒にとって必要な能力の育成を図っていく所存です。また、そのためには子供たちを指導する教職員の指導力の育成が今後ますます必要となってくると考えております。教育委員会としまして、各学校がこうした地域学習、市民教育がさらに取り組みが進むよう実践例等をまとめて紹介していく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 私の方から、まちづくりについての中で、子供にとってのまちづくりの中、景観、町並みの保存等についての御答弁を申し上げます。

本市にも昔から街道が残っており、沿道に今なおその町並みが残っているところがございます。この古い町並みの保存をしていこうとするには、建物の増改築に厳しい制限を設けなければなりません。建物所有者にはかなりの負担を強いることとなります。また、保存に協力していただけたとしても、修繕等にも制約がかかってまいりますので、市の補助制度の創設も不可欠となるなど厳しい課題がございます。このようなことから、町並み保存の取り組みは地域住民の大きな協力があってこそ成り立つものであります。

今後、このような取り組みが全国の自治体では事例がたくさんございますので、市民の皆様と行政とが協働、研究をしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） それでは、再質問に入りたいと思います。

17年度予算編成が今遂行されているわけですが、基金が繰りかえ運用を含めて、現状の基金残高は10億円にもなっていないと思うんですけれども、答弁お願いしたいんですが、17年度予算編成でどのようにするのか。そして、恐らく歳入歳出構造を見ると、やっぱり三位一体の影

響もあるし、5億円前後が不足するのではないかと。それを基金の取り崩しとか繰りかえ運用じゃなくて何らかの方法があるのか。仮に17年度それが取り崩し等を行いながらやったとして、18年度予算編成ができるのか。中長期よりもここ一、二年ですね。17年度、18年度予算編成にかかわって、それが可能なのかという点についてお聞きしたいとまず思います。

それで、前回でも申し上げましたけれども、予算編成が一般会計が困難であるから特別会計への補てんはしないとか、そういう手法は控えていただきたいというふうに前本会議で申し上げたら、それは行うということで公言されましたけれども、府の指導を受けて下水道特別会計等へ、そういうやり口はしてはいけないというふうに指導が入ったというふうにお伺いしております。そういう特別会計の問題、それから公社ですね。現行公社残高が107億円くらいですか、残っております。実際、例えば砂川駅前開発及び中央公園用地ですね。これ2つ合わせても現在元利合計合わせて50億円近くになっている。年間の利子払いを2つ合わせると、ちょうど7,000万円になるんですね。毎年この7,000万円が流出していってると。この2つ取り上げただけでもですよ。

こういう形でうちの公社運営というのは非常に長年、これは短期的な話ではなくて、20年、30年の長期的な累積結果でもあるわけですが、だから他市町村と比べてやっぱり倍ほどあるんですね。こういう公社の累積赤字がですね。債務がですね。これ以上やっぱり公社に負担をかけてはいけないというふうなこともあると思います。その点の、特に公社の運用というのは、やっぱり高度成長の過程で右肩上がりで行き取って、開発費用を減じるということが基本的な目標でありまして、今のように右肩下がりの時代にはもはや公社というのは運用してはいけないのではないかと、基本的にはそうであると思います。その辺の考え方もお示し願いたい。こういうことはできるだけ控えていただきたいと思います。

それと、公共事業の抑制とか、いろんなことを今お答えいただきましたけれども、やっぱり新規事業は基本的にはやってはいけないということの

はっきりした明言をいただきたい。

きのうもどなたかの質問ございましたけれども、道の駅が今後計画されていると。それは1億数千万円であると。これを新規事業になりますから、果たして6万5,000人の今の市民全体に対して合理的な説明はつくとは私は考えられません。仮に、それでもおやりになるのは結構ですけど、その場合にやっぱり自治体経営という観点をとっていただきたい。1億数千万を資本投資したら、それが回収できるのか。その辺の判断も含めて、自治体経営という観点からやらなければ、これは納得することはできない。

例えば、それは1つの新規事業に対する事例でございます。今、多少具体的に指摘いたしました。少し網羅的になったんでございますけれども、とりあえず答弁をお願いしたいと思います。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） まず、基金の残高ですね。基金の残高でございますが、16年度の現在の段階での見込みといたしまして、土地開発基金、公共施設整備基金が合わせまして9億7,000万円でございます。そのほか普通交付税も5,000万程度余裕はあります。そして、特別交付税、これは3月でないとわかりませんが、その辺もあるんじゃないかと考えておまして、ただ市税の収入の動向によりまして余裕の財源というのは作用されますが、市税も予算並みに入るといたしまして、基金を含めまして約11億円程度になるんじゃないかなと考えております。

そして、17年、18年の予算の編成ということでございますが、今本市にとりまして、まず財政の健全化を図っていくということが緊急の課題となっておりますので、私たちとしましてはさきにお示しさせていただきました行財政改革の実施計画、あるいは今後お示しさせていただく予定いたしております健全化計画のローリング案、そのようなものの取り組み項目を確実に実施できるように努力をすれば、17、18は予算編成もできるのではないかと考えております。

それによりまして一番財源的に余裕のできるといういいですか、経常収支比率の改善を図っていけば、施策等についても進めていけることでは

ないかと考えておりますが、とりあえず今は財政の再建が第一というふうを考えております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 私の方から、土地開発公社の立場で御答弁させていただきます。

まず、再質問の中で2点ほどございました。まず、1点目の公社の今の考え方というんですか、金利負担がたくさん生じている中でどういう考え方をしているかということなんですが、基本的には前に策定いたしました公社の経営健全化指針に沿った内容で対処していくということでございますが、具体的に申し上げますと、今やってる対応といたしましては、1点目が、暫定でもありますが、有効利用等を図りまして一部経費を生み出すということで、土地の有効利用を暫定的にも図っていくというのが、まず1点でございます。

それから、場合によっては用途の変換並びに関連事業での代替地へ充てるとか、その辺弾力的に手持ちの土地につきましても対応を検討していくと。

それから、もう1点、3点目はかかる借入金の金利負担の縮減交渉の継続ということでございます。これにつきましてもずっと継続いたしまして関係の借入れ金融機関と交渉をいたしておまして、現在決まっておりますのは、来年の4月、新年度ですね。4月1日以降はいわゆる短期プライムレートベースですべて横並びで縮減できると。その後につきましても、いわゆる金利縮減の交渉を継続して粘り強く交渉をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の公社の先行取得等の考え方の点の御質問だったと思います。これにつきましては、基本的には普通、先行取得制度と申しますのは、議員も御指摘ありましたように、事業の効率化、それから事業経費の縮減というのが大きな目標でございます。この中で、先買いすることによる事業実施時の事業経費の縮減という点では、いわゆる地価の下がっておる現状では、これは望めないというのは、だれもがそのように思っているところでございます。

では、どうするかということでございますが、やはり一定事業の効率化という観点から考えますと、一定の土地を確保しておかなければ事業の円滑なる進捗というのも難しいという相反する難しいこともございます。今どのように考えているかということですが、まずでき得れば直買、いわゆる直接買収方式で対応できるのであれば、直接買収方式が一番望ましいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、それだけうまく事業継続のストックが確保できるかという点では非常に難しい点もございますので、直買方式並びに債務負担を組むといたしましても、いわゆる執行見込みを一定つけた段階で債務保証を組んで、もう当該年度並びに次年度ぐらいで速やかに買い戻しをするというふうな対応に変えていかなければならない時期であるというふうには考えております。効率的な特効薬がなかなかないんですが、そういうことをミックスしながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいま北出議員の方から、道の駅の件について御質問ございました。我々考えておりますこの道の駅事業的な事業といたしますのは、1点目はイオンモール出店に伴う地元事業者対策の一環であるということがまず1点でございます。

2点目といたしましては、その部分の中で泉南市の特産品の販売、農産物、例えば花とか野菜とか、こういうふうなものを泉南市民のつくったものを売る。魚なんか泉南市でとれたものを売っていく。俗に言う地産地消、そういうふうな考え方を持った施設でございます。ですから、施設的には極めて公共性の高い施設というふうに我々考えております。

並びに、先ほど事業費について1億数千万というようなお話がありましたけど、そういう金額はまだ定めておりません。現在、どのような規模が適正なのか、それらのことについて今調査研究しているところでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 公共性が高いとは思いますが、これからは議論していったらいいと思います。基本的には、自治体経営ということです。資本投下部分はやっぱり利益回収できなければ、こんな時代にやってはだめだというふうに判断します。もっといろんな方法があると思いますし、それは今後議論したいと思います。

18年度予算を組めるというふうな判断を今おっしゃられましたけれども、例えば今見た感じでは、公債費が24億円ぐらいいってるわけですね。ここ取り上げて、平成11年から15年、二十二、三億から四、五億までで大体推移してるんです。若干減ってくると思うんですけども、公債費はそんなに減ってこないと思います。それから、扶助費が例えば生活保護費が12億円が17億円超えてきております。で、市負担が4分の1ですから一般会計を圧迫してきます。それから、大前さんがおっしゃられたように、歳入減がございます。これ、どの辺の数値合わせをしているのか、お示し願ひしたいと思います。

人件費ベースで考えても、いろんな努力で徐々に減ってまいってはおりますけれども、まだ平成10年の最高の64億ぐらいから現行は15年で59億ですね。多少は減額しております。

ただ、気になるのは、これは保育所、幼稚園関係はもちろんあるとは思いますが、それを前提とした上で、嘱託で3億8,000万ほど、アルバイトで2億円ほどかかっております。これは人件費ではなく物件費という扱いをされていくわけで、人件費が減少したという表向きの書類上の問題と別個に物件費という形で乗ってきますので、単純に人件費が減ったというふうには考えられない。こういうふうに人件費の問題もございます。

それから、先ほども再三申し上げましたように、基金がほとんど使われて、あるいは繰りかえ運用等なされて、ほとんど18年度はもう恐らく使えない状態だろうと。今回、10億円弱、半分を使ったとしても、来年度は5億円しか残っておりませんので、それをもう使うわけにいかないだろう。その基金を使えば、事業すらできなくなるという状況になります。

そういうふうを考えてくると、私は、これは三位一体論がどう展開するのかわかりませんが、現状の推移を眺めてみると、平成18年度予算編成はできないのではないかとこのように思います。私がこう申しましたから、反論していただいて積極的な理由づけをしていただきたい。お願いいたします。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 公債費のピークと申しますか、一番多い時点は27億ぐらいになるんじゃないかと考えております。17、18年度ですね。ただ、これについては今の収支の計画ではそれぞれ2億円ずつ府貸しの繰り上げ償還を予定しておりますので、25億円ぐらいが一番ピークじゃないかと考えております。

扶助費ですが、今金額的にはちょっとつかないんですが、ただこれは社会経済情勢からいっても今後も増加傾向にあるのではないかとこのように考えるしか仕方がないんじゃないか、削減していくことは不可能ではないかと考えております。

起債につきましても、今現在計画しております事業についても、それぞれ削減あるいは期間を延ばすというふうなこともなっておりますので、250億円ぐらいが一番のピークじゃないかと考えております。その中で、今後予算編成をどんなにしていくのかということ。特に17年度については公共施設整備基金もまだありますが、18年度どのようにしていくのかということ。それについては、今後、先ほども答弁させていただきましたように、行革の実施計画とか、あるいは今後示させていただきます健全化計画のローリング案の取り組み項目、それらを確実に実施していくことにより何とか財源を確保いたしまして、17、18年度の予算編成をいたしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） でも、今回でも、17年度予算でも単純にそういう基金等の繰りかえ等でやらなければ、四、五億円の欠損ではないかなというふうに判断します。18年も当然そういう形

になって、もっと悪化した形にはなってくると思うんですね。だから、今始めた99プランというのがありますよね。それで、その5億円なりが捻出されるのか。その辺をもう少し数値的にお聞きしたいと思います。

それから、下水道事業特別会計ですね。前、大前部長がやってはいけない手法をやるということで、府はやるなということで、また差し戻されたというふうにお聞きしておりますけれども、そうであると下水道特別会計事業費がずっと平成7年、8年あたり30億を超えていたあたりに、私は半分にやっぱり削減しなきゃいけないんじゃないかというふうに二、三年言って、それで20億円から一気に10億円台に下がってきたという経過があって、現行は平成15年度で8億円程度になっております。起債残高が162億円まで上っております。

この辺を一般会計から補てんするというのも必要だということからしても、下水道事業は大幅に縮減せざるを得ないというふうに思うんですけれども、大前さん、この間の発言一回撤回と再度答弁と、及び下水道事業会計ですね、どう進捗していくのかについて、下水道からお示しいたいと思います。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 最初の5億円の根拠とか何か今言われたんで、ちょっとその辺どうか、ちょっと理解いたしかねますので、またお願いいたします。

それと、下水会計なんです、下水会計だんだん、だんだん減ってきております。今回の17年度の要求でも5億円というふうになっております。18年度以降これを3億円までに抑えまして、それで下水に伴います公債費も抑えるということで、繰出金もそれに対応していけるのではないかとこのように、3億円を天に事業を進めていくというふうに今考えております。

赤字の押しつけ云々のことですが、赤字につきましては、例えば大阪府下の受益者負担とか、あるいは下水道料金の徴収率の努力目標というのを一定下水の方とも調整いたしまして、それに達しない部分についての差額については、赤字として

下水の方に持っていただくというふうを考えております。額にしてみれば、何億というような額にはならないというふうを考えております。

先ほど起債の残250億円と答弁いたしました。それに伴います返還、元利償還で年間25億円から27億円というふうになっております。その中でも、例えば減税補てん債とか、あるいは臨時財政対策債とか、各部からずっと発行しております。元利も減ってる分もあるんですが、発行額にしますと約50億円余りございますので、その部分については交付税措置もされるということで、公債費自体はふえても、また一方歳入としてあるということで理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 臨財債等、交付税措置が今後継続的にあるというのはちょっと疑問でございますけれども、簡単に聞きまして、5億円と申し上げましたけれども、例えば繰りかえ運用とか基金の取り崩しなしに歳入歳出均衡財政を編成できるのか。端的にお答え願いたい。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 予算の編成と申しますのは、どうしても余裕を持って編成するというふうになってまいりますので、どうしても基金の繰りかえ運用はある程度は必要じゃないかと考えております。その余裕の部分については、健全化のローリング案の中でその財源を捻出していかなければならないというふうを考えております。

以上です。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） ということは、当面の編成過程では赤字であると。1年の経過の中、だから架空計上と言ったらあれですけども、雑収入等で計上して、あと1年の経過の中でローリングを行い、収支決算を最終的には合わしていくと、そういうふうを考えてよろしいんでございましょうか。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 予算の中で収入として雑収入を入れてる自治体もあるわけなんです、今18年度までについては、私ども雑収入で編成

するという気は持っておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） それでは、教育委員会にお答え願います。

市民教育について、飯田部長が簡潔にお答えいただいて、答弁としてはそれで結構かと思っております。ただ、実際それが考えなり、施策がどういうふうに関後政策立案して運用していくのかと。

教育委員会の場合、特に多いのは、やっぱり理念的というか、悪く言えばきれいごとというか、そういう質疑応答で終始して、実際現場が動かないということが多々あります。それは運用上の限界でもありますけれども、しかし今言ったような問題点、例えば道德教育の時間に市民的な教育として、子供たちが生きている地域社会でどんな役割を担って、いろんな制度がどんな目的を持って、自分たちもそれに参加して、どういう目的を持って地域社会をつくっていくのか。それを広く言えば国にまで発展する、世界にまで発展するわけですね。

そういうような仕組みを道德教育なりその他の一般教育の時間にうまく運用していけるのか、どうすれば運用していけるのか、その点のこと、今答弁はちょっと難しいかと思うんです。一定の時期でそれをやっていくというふうなことの決意表明、教育長でも結構でございます。どちらでも結構でございます。御答弁願いたします。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 北出議員御指摘のように、学校現場におきましては、教員が実際子供たちに指導するというときに、指導要録等の縛りというんですか、そういったものが現実にございます。しかし、そういったものだけではなく、例えば総合的な学習の時間や、今おっしゃいました道德の時間や、そういったものの活用の中でいかにして子供たちが地域社会の中に参画していくのか。そういったことも現在、教育問題審議会でも一定そのことにつきましても、地域教育家庭部会等では議論していただいております。

そういったこともございますので、しかるべき時期までに一定そういったことが具体的に進むよ

うに計画を立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 当初も演壇でも触れましたけれども、やっぱり分権化の流れがあって、地域、市教委なりが単独で独自にやっていかなきゃならないのに、やっぱり文科省統制が強い、府教委の統制が強い、いろんな拘束を受けてるという市教委の限界があります。やっぱり市民との協働とか参画とか言いながら、学校の教員とか一番社会から隔絶されていると。やらなきゃならない課題が一番大きいにもかかわらずその任務遂行が一番弱いというのが、教委及び学校だと思います。制度的な限界でもありますがけれども、突破口として、今、私が申し上げた市民教育ですね。その辺もこれから考えられて、本当に抽象的な生きる力とかじゃなくて、生きる力というのは地域社会ではどうなんだと、具体的にはどういう制度なり生活環境の中でそれが運用されていくのかと、具体的に指導していかなければ、もうほとんど無意味に近いだろうと、生きる力もしかばねだろうというふうに考えます。

皆様方、早く終わるのを待っていらっしゃいますので、この辺で、もう答弁は結構でございます。終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（真砂 満君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、8番 井原正太郎議員の質問を許可いたします。井原議員。

8番（井原正太郎君） 大変お疲れの時間帯、恐縮でございます。公明党の井原でございます。

ことしは、台風が日本に10個も上陸するという異常な年となりました。特に台風23号は、全国に甚大な被害を与えました。

また、時を同じくして新潟県中越地震が発生いたしました。この地震は、神戸・淡路の大震災に匹敵する大きな地震であり、その被害は想像を絶するものがございました。これらの台風や地震でお亡くなりになられました方々や被害に遭われました方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

これらの大きな災害は、どうも近年温暖化に起

因するものであると多くの識者は分析と指摘をしております。台風の規模が大きくなり、集中豪雨も記録的な数値を示しております。これらの気象状況を考えるに、本来の地球の自然バランスをいかにして早く取り戻すかが大事であり、そのことが大災害を防ぐとともに、自然との共生もできるものと思うものであります。そういった意味では、来年発効する京都議定書の持つ意味は大きく、地球温暖化へ大きくブレーキをかけるものと期待するものであります。日本は、特に環境立国として、リーダー的な役割と国際貢献をさらに期待するものであります。

また、外にあっては、イラク問題がことしも年を越そうとしております。政府は、去る9日、臨時閣議で自衛隊のイラク派遣を1年間延長することを決定しました。

小泉総理は、イラクに安定した政権をつくることが日本の国家利益に、また日米同盟、国際協調が日本の発展、繁栄を確保する道であると見解を述べられましたが、泥沼化するイラクの戦後処理に、アメリカを初め我が国もそうでありますが、支援国家が大変心配をしているところであります。

さらに、北東アジアの情勢が気になるところであります。過日、北朝鮮で日朝による2国間交渉が行われました。拉致され死亡したとされる横田めぐみさん等の遺骨を持って帰りましたが、科学的なDNA鑑定の結果、その遺骨は他人のもので横田めぐみさんのものではないことが判明いたしました。

また、ほかにも提供されたサンプルや情報、証拠とされるものが遠く真実に及ばないことが判明いたしました。このような国際間の信義に反することを平気で大胆に破る北朝鮮に対し、我が国として経済制裁をすべきであるとの声が高まっている状況であります。このような状況からしても、今政府は内政、外交の両面で、いよいよ大胆に戦略的な対応が今まで以上に求められなければならないということを私は特に感じるものであります。

また、私どもの泉南市も同様、去る8月に3市2町の合併の可否について住民投票が行われました。その結果、否決されたわけではありますが、このことから私どもの泉南市は、特に財政再建では

単独でこの財政危機の打開をしなければならないという事態となりました。そういった意味では、今ほどトップリーダーの力量が問われ、かじ取りが重要となった時代はないと言っても過言ではないと思います。向井市長の責任は、議会も同じく、いや増して大きいものとなってきたと思うものであります。歴史に名を残す名市長となり得るか否か、その岐路に立っているとも言えます。

以上の観点と認識に立って質問をさせていただきます。

まず、大綱第1点目は、本市の財政状況についてであります。

さきの議員の方々の質疑にもありましたが、本市の財政状況は、その厳しさにおいて内外ともに知られますように、極めて厳しい財政運営を余儀なくされております。そこで、議会といたしましても、このたび特別委員会を設置しまして、この難局を乗り切るべく改めてのスタートをしておりますが、財政再建へ向けての現状と今後の見通しについて、お示しいただきたいと思います。

大綱第2点目は、教育問題についてお尋ねいたします。

私も市会議員選挙前までは、教育問題審議会メンバーの一人としてお世話になってまいりましたが、本市にとりまして、この教育問題審議会は泉南市の教育行政を大きく左右するであろう大変重要な審議会であると認識をするものであります。

そこで、来年には中間答申、そして10月には答申をいただくものと思いますが、この答申で何がどのように変わる可能性があるのかをわかりやすく示していただきたいと思います。

教育問題その2は、先ほどの財政問題とも深くかかわる問題であります。各学校等の教育設備は、その改修や整備の必要性が年々増してきております。教育委員会では基本的にどのような考え方をお持ちなのかを示していただきたいと思っております。

その3は、2学期制についてであります。

本市の教育にあって先取的な試みが本年4月よりスタートいたしました。実施に当たられ、御苦労やその成果に一喜一憂され今日に至っていると思っておりますが、この2学期制についての中間的な評

価について報告をしていただきたいと思います。また、その中で、今後本市にあって水平展開等できるものかどうか見解をお聞かせ願いたいと思います。

大綱第3点目について、住宅問題についてであります。

その1は、市営3住宅の払い下げ問題についてであります。

住宅側と市側では円満解決に向けて精力的に話し合われていると認識するものであります。この合意解決には、市長の強い意思もあり、来年の3月までの目標で進めてまいったものと理解をしていますが、入居者におかれましても高齢化が進み、またそれぞれの家庭の都合等も具体化するにつれて、厳しい環境にもあると推察するものであります。進捗状況について御答弁をお願いするものであります。

その2は、この秋、念願久しかった市営住宅の公募による入居がスタートいたしました。関係者の努力が実り、一歩新しい時代へと展開されております。このことに地域の方々、また行政、議会の方々に対し、その御苦勞を評価させていただくわけではありますが、この公募による入居に際し、どのように評価をし、また残された課題についてあればお示しをいただきたいと思うわけでありませう。

その3は、宮本住宅はさきの巴里議員に対する答弁でも示されましたが、16年度予算におきましてもより具体的な方向を示しておりますが、この建てかえ計画等今後の展開について、改めて具体的にお示しいただきたいと思っております。

大綱4点目は、環境問題についてであります。

近年、ダイオキシン問題について、全国的にこの猛毒に対し防止対策を実施し、焼却炉等を中心に大胆な投資を行い、この毒物の発生量は激減し、大きな成果をおさめております。そこで、この問題の発生源であるごみ処理についての対策は、資源化ごみの分別等に代表されますが、本市事務組合といたしまして、ごみの減少対策あるいはごみ収集の精度の向上、さらには市民の皆様からどのような御協力をいただくことを計画しているのかについて、それらについてお示しいただきたいと

思います。

その2は、汚れた河川の浄化対策についてお尋ねいたします。

ここ何年か全国河川の汚染ランキングに上がった金熊寺川、樫井川について、議会ごとに問題の提起がなされてまいりました。もちろん河川管理におきましては、管轄の違いもありますが、本市としてどのようなかわりを持ってこられたのか、さらにその結果どのような状況になってきているのかを示していただきたいと思うわけであります。

質問は、以上であります。時間が許すようでありましたら、自席で再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（真砂 満君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、行財政改革、財政再建への現状と見通しについて、御答弁を申し上げます。

御承知のように本市財政につきましては、平成10年度から実質収支の赤字が続いていること、また平成13年度には経常収支比率が100%を超えている状況から、このままでは新たな市民サービスの提供や政策課題への柔軟な対応が困難になるとして、平成14年度から18年度までの5カ年を期間といたしまして、大阪府の財政支援も活用しながら、財政収支の改善と財政構造の改革を目指して財政健全化計画を策定いたしました。

平成15年度決算につきましては、マイナス人勸や給料などの人件費の削減、受益者負担の適正化による使用料、手数料の見直し、さらに5億9,500万円に上る基金の活用もあり、単年度としましては3億7,300万円の黒字決算となっておりますが、基金の活用分を除きますとなお2億2,000万円の赤字となるものであります。

また、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率は、平成14年度の104.8%から平成15年度では100.9%と3.9%改善いたしておりますが、経常収支の絶対ラインといわれております100%を上回っていることから、本市財政が依然として危機的な状況にあるということが言えると思います。

財政健全化につきましては、計画の目標として

平成16年度におきます実質収支の黒字化と平成18年度におきます経常収支比率93.2%が設定されておりましたが、三位一体改革によりまして地方財政計画における歳入額の減少があったことから、経常収支比率の目標数値が95.5%に緩和されることとなりました。

また、三位一体改革による影響額が平成16年度でマイナス約6億円見込まれることから、健全化計画の達成はこのままでは困難となってきたため、昨年度に引き続きまして健全化計画のローリングを行う必要が生じてまいりました。

取り組みにつきましては、人件費の削減や受益者負担の適正化に加えまして、保育所の民営化等についても、現在、先般中間報告をいたしましたように、内部で委員会をつくりまして検討いたしております。今年度に一定の方針を出してまいりたいと考えております。

なお、三位一体改革の平成17年度、18年度についてでございますが、大枠が先般示されましたけれども、我々地方6団体といたしましては、今回の内容については一定了としているわけでございますが、ただ税源移譲が所得税から個人住民税への移譲をするということは明記されましたけれども、これがまだ具体的にその方向になっていないということ、また当面2兆4,000億円程度に税源移譲がとどまっているということについては、大変不十分であるというふうに思っております。

また、一方で地方交付税につきましては、平成17年度、18年度につきましては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとされたことについては、評価をしているところでございます。

また一方、我々が一番心配しておりました生活保護費の補助率カットにつきましては、井原議員が所属されておられます党の頑張りもありまして、これは何とか避けることができたということでございます。しかし、まだ火種としては残っている状況でございます。我々は、この生活保護のカットについては地方6団体、特に全国市長会、町村長会を挙げまして猛反対をいたしました。これが、カットされるのであれば事務返上も辞さないというところまで申し上げ、やっと今回は見送られる

ことになったということでございました。一応、現時点ではほっとしているところでございますけれども、しかし今後ともこの補助率の引き下げを前提とするということは許されないという立場で今後とも6団体力を合わせて頑張っていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、三位一体改革の厳しさというのがさらに加わってくるものというふうに思いますので、先ほど申し上げましたこと以外も含めまして、全庁的な立場で本当に気を引き締めて改革に取り組んでいかないと大変なことになるという思いを持っておりますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

議長（真砂 満君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 議員御質問の教育問題のうちで、教育問題審議会の今後の展開につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

これまでに審議会は3回開催をしております。また、就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会の3専門部会につきましては、それぞれ8回の部会を持ちまして審議を行ってまいりました。

就学前教育部会におきましては、保育教育活動の発展・充実、子育て・子育て支援の充実、連携の充実等につきまして審議をしましてまいっております。その中で、3歳児保育を実施すること、子育て支援を行うこと、子供も保護者にも多様な出会いを保障すること、預かり保育を検討すること、特別なサポートが必要な子供や保護者に支援が届く機能が求められておるところでございます。これらの望まれている機能を付加していくために、どのように現在の9園を再編成することができるのか、また幼稚園と保育所との一体化等の運営が可能かどうか、審議を続けているところでございます。

学校教育部会では、開かれた学校づくり、学ぶ喜びをはぐくむ学校づくりについて審議をし、それを進めるための必要な施策項目を示しておるところでございます。

また、学校規模の適正化につきましては、子供の安全や心身の健康を保障すること、子供がよりよい条件で教育を受けられること、規模や配置の

不適正によって子供の権利や学習の条件が損なわれている場合につきましてはこれを是正すること、これまでに議論をしてきた理念の実現を優先すること等を大切にしたい方針として審議をしていくことを確認しておるところでございます。

その中で、適正規模は普通学級が12学級から18学級を理想とし、これを目指して継続的に調整が図られるものとする、25学級以上、また5学級以下になった場合につきましては、原則として適正化を図ることとされております。調整の方法といたしまして、統廃合、校区再編、校区の弾力化としての特認校制度あるいは校区の自由化が挙げられているところでございます。

今後、子供にとって教育条件の不利益を与えないよう各校の状況を把握し、適正な規模にするための方向を検討していくということになっておるところでございます。

地域家庭教育部会におきましては、家庭教育の充実のための支援として、子育てネットワークづくりについて、家庭教育に関する学習機会の充実について、家庭へのきめ細かな支援について審議をしております。また、地域の教育力の向上として、地域教育協議会の活性化について議論がされたところでございます。

今後、青少年の地域活動の充実として、留守家庭児童会につきまして、地域子ども教室について審議をしていくことになっておるところでございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 私からは、教育施設等の整備充実についての基本的な考え方についてお答え申し上げます。

近年、既存の社会資本の有効活用が強く求められておきまして、建物の保全についても関心が高まっております。教育施設のライフサイクルに基づく保全計画の適正な遂行により、教育施設に要求される機能、性能の維持を図るのが基本的姿勢であると考えております。

一言で保全と申しましても、機能障害が発生した後、その手当てとして施す事後保全と、発生する機能障害が大きな障害を及ぼすおそれのある場

合、その予防措置として事前に老朽、劣化を予測判断し、その手当てを行う予防保全と改良保全と呼ばれるものがあります。

事後保全と予防保全は、当初機能の維持管理を目的とするものであります。また、改良保全というのは、長い建物構造体の耐用年数の中で、建設当時の社会的ニーズでは実用上支障のない機能を確保するのが難しくなるため、ライフサイクルの中で大規模な修繕、改修工事が行われる時期に現在の社会的ニーズをしっかりと見据えて、新たな時代に沿った形で保全を実施する手法でございます。

市教委といたしましては、この3つの保全手法を合理的に駆使して、建物の維持、改修、整備に努めてまいりたいと考えております。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 本年度より泉南中学校におきまして実施されております2学期制の中間評価と今後の水平展開について、御答弁を申し上げます。

完全学校週5日制の中で学習指導要領の最低基準制が示され、授業時数の確保が重要となってきております。泉南中学校では、生徒の成長、仲間づくりには大きな効果が期待できる学校行事の充実と、授業時数の確保を目指し、2学期制の実施を決めたものであります。3学期制と比較して、5日間多く授業に使える日ができる予定です。

2学期制は、従来より長いスパンで指導計画が立てやすくなり、選択教科や総合的な学習の時間、少人数授業の編成等で周期が合いやすくなることや、夏季休業前後の授業のつながりがよくなり、授業を組み立てやすくなってきております。そういった報告を受けております。

定期テストや通知票の回数が減りましたが、定期テストの間に基礎基本の定着を目指した基礎復習テストを年8回実施し、テスト連絡表や保護者懇談会、夏季休業中の学習会や家庭訪問を実施し、よりきめ細かな評価や生徒の状況を保護者に伝えるよう努めてきたことから、保護者からも大きな不安は届いていないと報告を受けております。

また、水平展開につきましては、このような泉南中学校の取り組みのメリット、デメリットを整

理し、他の学校へも発信していくことで2学期制の論議を広げていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 私の方から、大綱第3、市営住宅問題についての3点につきまして御答弁を申し上げます。

まず、1点目の3住宅払い下げについての進捗状況について、御答弁を申し上げます。

裁判の和解後、覚書に沿い代表者と協議を重ねるとともに、解決方策について、府を通じ国に対し強く働きかけを行ってきたところでございます。その結果、国・府において一定の条件を付し、譲渡を認める旨の方向性が示され、本市といたしましてもこれを受け、譲渡に向け市営住宅用地の境界、面積等確定するための用地測量業務を進めているところでございます。過日の12月3日には、用地外周境界確定の立会を府、地元、住民、隣地地権者等の方々との協力のもと実施し、また、これと並行し、現在、代表者の方々と協議を精力的に行っているところでございます。問題解決に向け、円満にかつ着実に進んでいるものと認識しております。

今後、測量業務において整理すべき課題、メニュー等も残されており、また具体的な協議が進むにつれ、さまざまな課題、問題が出るものと考えておりますが、協議の中で誠意を持って対応し、一刻も早い解決に向け努力してまいりたいと考えてございます。

次に、2番目の市営住宅の公募の評価と課題について御答弁をいたします。

市営住宅の公募につきましては、本年度より住宅困窮度評定募集により募集を行い、10月14日から27日の期間受け付けをしまして、11月12日に抽せん会を実施したところ、平均倍率2.2倍の応募があったものでございます。

初めての試みであるため、当然一定の評価とともに、今後さまざまな課題も出るものと考えておりますが、その都度反省と検討を加え、よりよい募集方式の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の宮本住宅の建てかえ計画につい

て御答弁を申し上げます。

宮本2号、3号棟につきましては、さきの泉南市営住宅ストック総合活用計画における建てかえ方針を受け、15年度より鋭意取り組んでいるところでございます。今後も年次的に順次進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） それでは、私の方から大綱4点目の環境問題の中のごみ収集の分について答弁させていただきます。

現在、ごみ収集につきましては、8種類の分別をお願いしております。中でも近年ペットボトルやその他プラスチック製容器の排出が急増し、各方面から収集回数の増の要望が多く寄せられていますので、平成17年度より月1回の収集を2回にしたいと考えております。

また、可燃ごみの収集箇所の増加に伴い、収集業務時間につきましても始業時間を30分繰り上げて対応していく予定でございます。現在、その作業収集計画の策定を進めているところでございます。

また、人口の増加や企業の立地に伴い、焼却場の処理能力も限界に近づきつつありますので、より一層のごみの減量化及び再資源化が課題であります。今後、市民の皆様にも相応の御協力と御負担をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の汚染河川の浄化対策についてお答えいたします。特に、梶井川の環境問題についてお答えさせていただきます。

大阪府が行っております梶井川下流の旧26号梶井川橋下での定期水質調査で、水質汚染の指標の1つでありますBOD値が平成14年度において年平均20ミリグラム・パー・リットルであり、残念ながら全国ワーストワンとの結果となりました。

平成15年度の同一場所における定期水質調査の測定値は13ミリグラム・パー・リットルと改善が見られ、また平成16年度につきましても4月は8.7ミリグラム・パー・リットル、5月は5.3ミリグラム・パー・リットル、6月は4.4ミリ

グラム・パー・リットル、7月は6.9ミリグラム・パー・リットル、8月は7.9ミリグラム・パー・リットル、9月は7.1ミリグラム・パー・リットル、10月は5.1ミリグラム・パー・リットルと環境基準値10ミリグラム・パー・リットルを下回る結果で推移しており、大きく改善が見られております。

梶井川流域の関係行政機関で構成する梶井川環境保全連絡会において、平成15年度より、大阪府岸和田土木事務所が新家川合流点から下流部の汚濁源の削減のためしゅんせつ工事を行い、また環境指導室事業所指導課においては、梶井川沿いに立地する各事業所へは重点的に定期的に立ち入りを実施し、排水処理施設の適正稼働の指導を行い、加えて水質悪化への影響の度合いが大きいとされる事業場については、重点的に立ち入り回数をふやすなどの指導の強化を引き続き行っております。

今後とも、当梶井川環境保全連絡会において連絡体制を密にし、情報交換に努め、各行政組織が一体となって梶井川の水質浄化に努め、生活環境の保全を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） 答弁をいただきました。特に、たくさん質問いたしまして時間的な制約もありますので、まず傍聴の方もおられますので、住宅問題から確認をさせていただきたいと思いません。

私は壇上の方で、特に市長がかねてより示した17年3月に対してどうなんだということを質問いたしました。そういった意味では、先ほどの部長の答弁に関しては、非常に不満であります。それとあわせて、この住宅の円満解決の時期について、今申しましたように双方が協力して17年3月という目標を定めて明記をしておるわけなんです。これには、私は強い市長のメッセージもあったと思います。したがって、担当部にあつてはそれにどう答えていくかという意味では、非常にいわゆる意にかなわない状況になっておるんじゃないかと、このように思うんですね。

ちょうど9月の本議会でしたか、担当部からただいま答弁いただきましたように、いろいろと面積、あるいは境界等々の発注をしておる。これが終わるのが、竣工が本年度、16年度末、いわゆる3月末であるというふうな答弁をいただいたと思います。

ある議員の質問に対して、助役みずからが来年3月末をめどに精力的に解決に向けて努力をしたいんだと。この時点から既に矛盾を生じております。いわゆる面積確定がきちっとできてこそ第一歩のスタートになるわけでありますから、その年度末に竣工を目指しておるといふ答弁と、そして3月末に円満解決をしたいという非常にかげ離れた答弁をいただいております。そういった意味では、きちっと整理して改めての答弁をお願いしたいと思います。

ある意味、そういうふうな背景からすると、これは17年3月という時期は基本的に不可能である、このように認識していると思うんですけども、そうであれば新しい目標をきちっと定めて、そして努力をするというのが誠意あるやり方じゃないかと、このように思うんですね。

それから、和解後2年間たった今、余りにもこの解決へのスピードが遅くないか。一体何が輪郭としてできたんだと、このようなことも私は確認したいんです。精力的に鋭意頑張るとということは何遍も答弁されましたし、きっとそうなんでしょうけども、余りにも輪郭が見えてこない。このことに、私は一つの憤りと、それからじれったいものを感じておるわけであります。

したがって、くどいようではありますけども、全面解決をどの時点で置くのかということをも明らかにしてもらいたい。このようにずるずると時期が経過すると、私はかねて向井市長が私の在任中に解決をしますと、この本会議場で言い切ったことを思い起こすんですけれども、こんなことをしたら向井市長がいつまでたっても市長やめられへん、こんな状況になるわけですね。ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。
都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 私どもの方から、3住宅のスケジュール

等につきまして厳しい御指摘が2件ほどあったと思いますので、御答弁させていただきます。

まず、スケジュールのことですが、我々といたしましては、基本的に今現在で持っております作業の予定といたしましては、まず当該団地の外周境界の確定の測量業務を今年度中には完成したいというふうに思っております。当然、さきの質問等にもございましたが、一部の住宅におきましては二重地番の問題等もございまして、相手のある交渉でございまして、理解を得るために時間を要するケースもございましょうが、目標に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

それで、次の作業になりますが、いわゆる譲渡に向けての作業の中で、作業項目といたしましては、まず年度がかわりました段階で、ということでは境界確定ができて、外周の境界測量が終わったと。後ですね、次年度よりいわゆる当該団地の区画割分筆作業、例えば区画整理法でいいます換地協議みたいな作業をさせていただいて、どこにどういうふうな形で割り振るかというふうな設計をいたしました中で、関係の方々との協議をさせていただきたいと思っております。

それから、一部の氏の松住宅でございますが、先ほど申し上げましたように二重地番の問題がございまして、いわゆる境界の確認の中で二重地番の整理のいわゆる不動産登記法上の地図訂正等の作業もございまして、これも並行してやります。それから、そういうことが終わりました段階で、それぞれの面積の確定ということになりまして、それぞれの分譲する土地の単価を提示させていただきたいと思っております。

それから、その辺の作業で合意が得られました段階で、国交省への譲渡の申請をさせていただくと。承認後、当該契約を交わした中で関係の事務を進めていくというふうなスケジュールで考えておまして、何分いろいろ作業していく中で関係人との協議、理解を得るための作業とか、いろいろハードルというんですか、課題は山積いたしておりますが、何とかこういうスケジュールで間に合うように現場の方も努力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしま

す。

議長（真砂 満君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 井原議員さんの3住宅の払い下げの譲渡の関係の御指摘でございますけれども、覚書では17年3月末を目標に目指して円満解決を図るということで覚書を交わさせていただきました。

国の方から、ことしの春ですかね、5月ごろに返事をいただいた中で、その後、入居者等へも回答させていただいたという経緯がございます。それから、精力的に我々としては取り組んでまいっておるわけでございますけれども、現段階では、今、次長の方から申しましたように若干ずれがまいておると。というのは大変多くの作業が入ってきたということの中、17年度に入ってしまうけれども、我々としては一定現在も話し合いを続けておりますので、その辺の話については精力的に行って、最終17年度で区割り作業と単価提示とを行った中で、早い段階で国土交通省への譲渡申請という考え方をしておりますので、少し遅くなって大変申しわけないんですけども、我々としては前向きに取りかかっておりますので、その辺あとしばらくお時間をいただけたらというふうに考えております。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） 17年度精力的に話し合いをして一定の方向づけを示したいと。国土交通省等への報告なり、指導いただくというふうなことのようでありますけれども、いずれにしても私は市長に失礼だなと、あるいは入居者の方に失礼だなというふうに感じております。先ほど巴里議員の質疑の中にもあったんですが、この問題は早く解決していくことに多くのメリットがあるということもやはり我々共通の認識をして、精力的に進めていただきたいと思います。

それから、具体的にただいま測量に入っておるようでありますけれども、基本的なもの、いわゆる面積や境界の確定について、この前は9月には境界、面積の確定をするために用地の測量事務に入っておるといふような報告から、特に高岸と氏の松は既に入って、9月からは砂原の方に入るといふような報告もいただいておりますけれども、今、

池上さんの方から一定の報告をいただきましたんで、本年度のうちにけじめをつけていただきたいなと思います。

ただ、先ほども若干声が出たと思うんですけども、従来測量しておったものが一体どういうふうな位置づけになるのかと、これはあるんじゃないかということですね。これは使われないのかということ。今後17年度をめどに精力的にやってくるとなると、使えるものはきちっと使っていかないとますます先送りになるんじゃないか、このように思うんですね。だから、従来の図画が使えないのかどうか。この辺について答弁を求めたいと思います。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 測量の関係で再度の御質問でございますので、お答えをいたします。

前に測量をしておった図画が使えないのかということでございます。結論を先に申し上げますと、最終的に区画割をしました後で分筆等をしまして所有権を移転するという登記事務がございます。これには、その図画は直接は使えません。その辺の今までの測量図面等につきましては、いわゆる対応の方針が決まってない段階で現有の何ということですか、占有支配されてる形状を測量した図面ということで、具体的に言いますと、例えば区域の境界にいたしましても、今の表示登記の基準からいきますと、それぞれ民民であれば筆界確認書、調書に署名捺印をして関係図面に割り印をして、それぞれ実印で交換するというような形で筆界確認が必要でございます。

それから、里道・水路、法定外公共物との官民明示につきましても境界確定図が必要ということになります。それから、市道、府道等につきましても、それぞれの境界確定図が必要であります。

先ほど申しあげましたように、従来ありました図画は、その辺の作業を完了させた図画ではございません。一定の占有支配をしている区域を表示した図面というふうな形になっております。

したがいまして、今我々がやっておりますような測量作業、いわゆる用地測量業務を完成しないと、いわゆる分筆所有権移転はできないというこ

とになりますので、何分その点は登記の基準がそのようになっておりますので、実際の実務をするという段階では、そのような作業が必要になりますので、御理解のほどよろしく願います。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） せっかくお金を使っつくった図面でありますから、じゃ何に使えるのかなというふうな疑問な点も出てくるわけでありませけれども、今後の展開からすると、使えるものは使って今後の解決に向けての道具にしていけないと、今まで何のためにこの図画、いわゆる図面をこしらえてたのかというふうなことになりますので、その点も指摘をしておきたいと思えます。

それから、いよいよ譲渡ということで、私はその条件であったり、あるいは譲渡を受けたというふうなことが決せられた後の融資の問題について、若干確認をしておきたいと思えます。

この譲渡については、当初の条件として全員の払い下げを希望するというふうなことが1つのハードルとされておったように思いますが、これは長い間の裁判所の中で係争してきたわけですから、裁判に持ち込んだということ自体が既にそのハードルを超えておるというふうには理解してよろしいかどうか。

それに加えて、先ほど壇上でも述べましたように、その条件、資格において年齢、経済的なもの、その他病気等々になられた方もいらっしゃると思うんですね。そういった意味では、泉南市としてこのような方々に対応する一定のメニューをお持ちであるかどうか。均一した入居者じゃないと思うんですね。中には、先ほどの質疑にもありましたように、ストレートで私は譲渡を受けたいという人もあれば、いやいや経済的に応援をいただかなきゃならんというふうなこともありますし、ひょっとしたら、自分の親が資格を持つとるんですが、介護を要して行く末が非常に不安定なんだと、こんな方もおられると思えますので、市としては当然そういったメニューを持っておられると思うんですが、その辺の確認もお願いしたいと思えます。

それから、既にこの譲渡条件、払い下げの条件の中に、門前払いと言ったら表現が悪いんですけ

ども、譲渡を受けられない人が当然あるかと思うんですね。具体には、保護を受けておられる方は当然それからは外されるというふうに理解をするんですが、それでよろしいかどうか。

それから、払い下げの資格あるいは条件については、国、大阪府の指導が原則というふうに思うんですけども、入居者本人が大原則でありましようけれども、例えば今申しましたようにいろんな条件がございます。その譲渡の資格については、前回のこの本会議で柔軟に、あるいはまた厳格に、公平に市としても対応していくというふうな意味で、書面でもって提出をするんだと、そしてそれを審査させていただくんだというふうな質疑もあったように記憶しております。

そういった意味では、その書面とはいかなるような様式のもので、審査は一体だれがするのかというふうなことが整理されなきゃならんなど、このように思うんですが、以上の点について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 再度の質問の中で、順番に御答弁をさせていただきます。

融資の関係でございますが、今現在、我々も関係機関と協議をさせていただいている中身は、側面的に協力できるものは、支援できるものは積極的に支援をしていくというような対応で考えております。

それから、2点目の譲渡条件の中でいわゆる保護世帯にかかわる点での御質問でございますが、基本的には対応は難しいというふうな形で大阪府にも聞いております。基本的なスタンスということでございます。

それから、3点目の書面審査、前議会での議論の中でもあったことを言われているんだと思いますが、申請人たる条件のことで書面的な審査の云々という話だと思っておりますが、当然審査は我々都市整備部の方でさせていただくこととなりますが、あくまで確認事項といたしまして、ずっとその家に張りついて、ずっと同居してるかどうかというようなことをそれぞれ職員が確認するというわけにもいきませんので、かわる措置とい

たしましては、それにかわる、証明できるような書面を添付していただいて、それでもって判断するということになろうかと思えます。

以上です。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） いわゆる譲渡条件に関しては、柔軟な形で一定の幅が当然出てくるであろうと、申請された書類でもって審査をして結論を出していくと。もちろん担当部局でその審査はやるというふうに理解していると思うんですけども、よければそれでいきたいと思えます。

それから、僕は気になるところですが、ここで何回も議員の方がこの住宅問題を質問する中で、一番大事な部分というんですか、一番議会としても知りたい部分がなかなか何というか、答弁の中では明確にされてないという項目があります。それは何かと申しますと、譲渡価格どないするんやと、この点が何度も何度も聞かれながらはっきりした答えが議会に示されてないという点があります。

従来、この譲渡価格につきましては、当初時価の100%なんだというふうな数字が言われました。これに大阪府あるいは泉南市が一定の意思を加えての価格というふうになっていくんでしょうけども、既に都市整備部として必要に応じて国・府と調整を行い、問題解決に努力をしていきたいと、このように明言されておるわけでありまして、けれども、譲渡価格は池上さんが今答弁されたんで、前回でも何度か言われた言葉が適正価格をもって行うんだと、非常に抽象的な表現でありまして、もっと具体的にこの適正価格というのは一体何なんだということを議会としては知りたいわけでありまして、非常に大事にしておるわけでありまして。

例えば、その標準地価から――私、勝手に言うところですよ。標準地価から今の住宅というのは非常に耐用年数もう超えた住宅がほとんどでありますから、失礼な話なんですけども、その解体費用を減じたものに掛ける例えば0.517というふうな数字が浮かんでくるわけでありまして、国の指導、府の指導からすると、0.517ということは、それはというふうなことも聞いております。0.6なのか0.7なのか。そういうふうなことが浮

かんでくるわけですが、適正価格というのは一体何なんだと、その公式はどういうふうに表現したらいいんか、どのように理解したらいいんかということを示していただきたいと思えます。

それから、この価格にあっては、本市議会も参加しております不動産審議会、これがやはり当然関与するものと理解しますが、それでよろしいのかどうかということも示していただきたいと思えます。そして、いずれにせよ確定した土地の面積あるいは宅地の立地条件、道路の幅によっても譲渡価格は決定されますから、入居者と市民に納得のいく結果なりを示していただかなきゃならんというふうに思っております。

それから、もう1点大事な面は、この住宅地域というのは、本来下水道整備計画からしてどうなのかということが考えられます。どのような計画があるのかと。当然、下水道整備計画をクリアした上で譲渡しようとするのか、いやいやとんでもないですとなれば、価格にも大きくその影響が出てくるんじゃないかと、このようなことを心配するわけでありまして。

何点が質問しましたが、答弁していただく時間がありませんので、この辺で答弁お願いしたいと思えます。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 私の方から、審議会の関係以外の部分につきまして御答弁させていただきます。

まず、適正価格の問題でございますが、何回も申し上げますが、いわゆる適正な価格ということでございますので、いろいろ上物があるケースとか、それから基準地の問題とか、いろいろ御指摘ございましたが、あくまで土地につきましては更地を見込みとしまして、更地価格でもって求めるということでございます。

一方、つけ加えさせていただきますと、まだ泉南地方、泉州地方におきましては土地の下落傾向は進んでおります。一定、まだ下げどまっておりません。といいますのは、事業部門では単年度会計でございますので、当該年度で一度提示しますと固定されますという中で、我々といましては、価格提示につきましてはぎりぎりの中で価格

提示をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、下水道の引き込みの関係でございますけれども、前に枝管が通っているケースの場合はすぐにでもつなげるんですが、そのような形になってないところにつきましては、すぐに引き込みにつきましては難しいということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（真砂 満君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 一般に市の財産を譲渡する場合、過去、2年ほど前ですかね、ございましたけれども、長岡住宅でもそうでございますけれども、市の不動産評価審議会、これの議を経て後、単価を決めてから譲渡という形になろうかというように思います。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） 先ほどの答弁で、一応市長をのいて17年というふうな数字も出てきました。市長としても非常に御心配をされとると思いますし、また方向づけについてはいろいろと悩んでいただいております。最後に、市長のいわゆる決意なり方向づけをお聞きして終わりたいと思っております。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 17年3月の覚書をどう見るかなんですが、私は方針決定をしたということで円満解決のきっちりとした合意ができたというふうにとらまえております。国とか府の判断がちょっと遅かったという分ございますが、それは守られたというふうに思っております。で、議会の御理解もいただけたというふうに思っております。あと、細かく実際の実務が残っておりますので、これを鋭意進めていかなければいけないということで督励をしております。

それから、さまざまな細かい、これはどうだ、あれはどうだという御質問いただきましたが、思いは一緒だと思います。我々もできるだけ入居者の皆さんの立場に立って譲渡をしたいと考えております。その中でいろんなケースが出てくると思いますので、画一的にここで御答弁申し上げますと、それが縛りになる可能性もありますし、答弁

の責任につながってきますから、これはもう少しいろんな知恵を出す中で合意を見ていかなければいけない。また、その節には当然議会の御理解もいただければいけないという問題が多数あるというふうに思っておりますので、ちょっと今の時点では、ふわっとした答弁で御理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、外測、それから区画割り、将来の建てかえのときの建基法の状況はどうだとか、いろんなケースまで想定して区画割りをしたいというふうに思っておりますので、これは私どもと入居者の方々とまた合意も必要でございますから、それを一刻も早く進めて、実際の申請、そして譲渡につながるように全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（真砂 満君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

3時45分まで休憩をいたします。

午後3時15分 休憩

午後3時45分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 原 憂子議員の質問を許可いたします。原議員。

2番（原 憂子君） 皆さん、こんにちは。お疲れだと思いますので、短時間に終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

夕べ獅子座流星群を見たかったんですが、きょうのことを考えまして早く寝まして、私は見ることなく、ほんとに無事終わりたいという思いで願いをかけたかったのですが、見れませんでした。見られた方はあったでしょうか。

けさの新聞でも、ほんとに職員の生命共済3万7,000人の100億という大阪市の問題、また、79歳の老夫婦が10億円を寄附するという何というすばらしい新聞というか、だなと思いつきょうは新聞を見させていただきました。

改めまして、公明党新人の原 憂子でございます。どうかよろしくお願いいたします。

議員にさせていただき2カ月にならずで定例会においてこのように一般質問をさせていただくこと、戸惑いも感じ、大変緊張しております。つき

ましては、不備な点や御無礼な点が多々あると思いますが、どうかよろしく最後までお願いいたします。

庶民の声を市政に上げていきたい、この言葉を私の使命として、希望あふれる住みよい泉南市の構築を目指し、日々精進しております。また、努力を忘れず、全力を尽くして働かせていただきたいと決意させていただいております。諸先輩議員の皆様によくお教をいただき、また理事者の皆様には御協力を賜りたく、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱1番目は、禁煙問題についてであります。

近年、喫煙自由から分煙、そして禁煙へとたばこをめぐる世界的な潮流が強まりつつあります。体のことを考えましても、百害あって一利なしだと思います。

日本でも、2003年5月に施行された健康増進法では、第25条に受動喫煙を防止する規定が明記されましたが、我が泉南市の庁舎内を見ましても、ほんとに分煙状態ではないし、たばこの自動販売機も庁舎内にあるということ自体、大変な問題かと思えます。

WHO世界保健機構のたばこ規制枠組み条約の批准が2004年5月国会で承認されました。この条約は、条約発効5年以内にたばこの広告は原則禁止となるほか、たばこの包装面の3割以上を使って健康被害の警告表示をすることなど、生産から流通、消費まで幅広く規制する内容にもなっています。

また、未成年者がたばこ自動販売機を利用できなくする措置なども含まれていると聞いております。特に、公共施設及び福祉施設は全面禁止であってほしいと願っております。堺市では、去年より庁舎内のたばこ自販機が撤去されています。我が泉南市はこれよりどのように改善していっただけなのか、その計画をお聞きしたいと思っております。

大綱2点目に、危機管理体制についてです。

ことは例年になく台風の回数が10回も多く発生し、また満潮時と重なっただけに、住宅地域

まで水が迫ることがありました。一番海に近く、ポンプ設備のない岡田地域が今回浸水で被害を受けています。大被害にならない前に、安全対策として市として考えてくださっているプランを示していただきたいと思えます。

ほんとに泉南の地は他の地域に比べ、大きな災害も少なく住みやすい地域であることをほんとうれしく思っていますが、地震国である日本です。いつ大きな災害につながるかもわかりません。そんなことのないよう被害が出る前の予防対策が重大だと思えます。よって、避難所の安全確保対策を示していただきたいと思えます。耐震調査の方も、調査結果と今後の計画についてお示してください。

また、防災マップも出してくださっていますが、社会的弱者、また障害者の方々に対する緊急連絡体制などどのようになっているのでしょうか、示していただきたいと思えます。

第3番目の学校登下校安全確保対策についてです。

来年5月になると2年になる熊取の吉川友梨ちゃんの事件や、この間起きました奈良県での誘拐殺人事件と、ほんとに痛ましい事件が相次いでおります。今、奈良市では、朝の送りとお帰りの迎えを地域の方々も交えて子供たちの安全に力を入れてくださっているとのことでした。

私事ですが、鳴滝第2小学校も朝とお帰りの安全のためにPTAが交代で立ち番に立っております。私もこの間立ちました。また、先生や地域のメンバーもともに協力して安全確保に全力で頑張ってくださいしています。

泉南市として、この大変な現状にどのような対策を考えてくださっていますか。また、緊急な事件や問題発生した折の連絡網体制はどのようになっていらっしゃるでしょうか。このような事件があると、連絡は発信元から最後まで正確に伝達しないと何の意味もありません。

また、今回新家で大事に至らなかった事件ですが、祭日や休日にかかる事件についてです。今回はたまたま休日だったにもかかわらず、野球で学校が使用されていたことが奏して助かったように聞いております。ほんとうによかったと心から思っ

ています。泉南市として、大変難しい問題だとは思いますが、休日の事件対応はどう考えてくださっているか、お示してください。

大綱4番目は、男女共同参画についてです。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されてから5年になります。平成16年4月1日現在の調査では、我が泉南市は男女共同参画条例が制定されていません。府下総市町村数44のうち、制定済みと回答した市が大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市の5市です。検討中として平成16年6月には1市、平成17年3月には3市、平成17年度以降9市、その他目標なしが11市、そして検討をしていない市が15市となっていますが、我が泉南市はそのどこに入っているのでしょうか。

2003年の報告に、出生率は1.29まで低下をたどり、既に人口は2006年をピークに減少することが明らかになっております。今後は、男女とも社会の支え手になることが期待されている現状の中、女性が社会に参画することでさらに少子化が進むのではないかと懸念する人もいらっしゃるかも知れません。でも、国際的に見ると、経済協力開発機構OECDの諸国において、女性の労働力率の高い国は、出生率も高い傾向にあるというデータも出ているそうです。

男女共同参画とは、社会の意識やそれに基づく制度、慣行によって、男女がどちらかの道を選ばざるを得なくなるのを防ぐことでもあると思うのであります。よって、基本計画の策定を早急に行ってほしいと思うのであります。お考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。初めてのことで、自席での再質問をしないでいいような答弁をよろしく願いいたしまして終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） ただいまの原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 原議員の御質問に、私の方から危機管理の全般的なこと、細かい点はまた担当の方から御答弁申し上げますが、全般的なこと、4番目の男女共同参画について御答弁を申し

上げます。

御承知のとおり、ことしは記録的な台風の上陸や紀伊半島沖地震、新潟中越地震、最近では北海道の根室半島沖地震など、災害が相次いで発生をいたしました。今の休憩中にも、北海道で震度5の地震が発生しております。こういう非常に災害の多かった年でございますが、幸い泉南市は大きな被害もございませんでして、被災者の皆様方には一日も早い復旧を願っております。

まず、泉南市の災害に対する基本的な考え方でございますが、地域防災計画によりましてその細かい部分まで定めておるわけでございますが、特に本市におきましては、大阪府でも初めて職員に初動の活動マニュアルをつくりまして、それによって事前にさまざまな形で即応できる体制をとっております。

避難所につきましては、市内の小・中学校や公民館、集会所など34カ所を指定しておりまして、避難所開設に当たりましては各避難所に2名ずつの担当職員、これはその近くに住んでいる職員でございますが、配置をいたしまして、かぎ、その他避難所開設に必要な懐中電灯、ラジオ、救急セットなどを配布いたしまして、勤務時間外においても非常時の迅速な対応を図るような体制を整えております。

なお、災害への対応について周知を図るため、各家庭に防災マップを配布をいたしております。また、新規に転入される方にもこの防災マップをお渡しをいたしております。非常時、災害時の職員の円滑かつ迅速な活動を図るための先ほど言いました職員災害初動マニュアルを全職員に配布をして、そして災害対策本部が設置されるまでにおいても、そのマニュアルによって、みずからの行動が示せるような形での対応をとっているところでございます。災害において一番大切なことは、やはり初期活動といいますが、初動活動が一番大切というふうに考えておりますので、職員にはそういう対応をさせております。

また、一方それぞれの地域におきましては、自主防災組織の立ち上げをお願いをいたしております。順次整備がされてきております。そういうことで、まず地域で第1次的に活動をしていただ

くということもあわせて体制を整えつつございますので、防災に対する今後の取り組みということについては、さらなる充実を期してまいりたいと考えているところでございます。

次に、男女共同参画社会の取り組み並びに条例制定についての御質問でございますけれども、まず女性の地位向上の取り組みについてでございますが、本市では従来のせんなん女性プランを改訂いたしまして、平成14年3月にせんなん男女平等参画プランを策定いたしました。このプランは、男女共同参画社会基本法に定義されております男女共同参画基本計画に当たるものでございます。

また、本プランの具体化を図るための実施計画を本年10月に策定をしたところでございます。女性も男性も一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、男女共同参画社会づくり講座、ステップフォーラム、シネマフォーラム、女性総合相談、啓発冊子の作成等の事業を実施しているところでございます。

平成15年5月には、水道庁舎1階に男女共同参画に関する市民活動を支援し、情報交換や交流、学習、相談機能を有する拠点としてのせんなん男女共同参画ルーム、愛称ステップを開設し、市民やグループの方々にご利用をいただいているところでございます。

また、全市的にプランを踏まえ、女性の地位向上だけでなく、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、2点目の男女共同参画推進条例の制定についてでございますが、当面はせんなん男女平等参画プランを広く市民の皆様に御理解をいただけるよう、さきに申し上げましたさまざまな施策の実施に努め、男女共同参画社会実現に向けた基盤整備を図っていくことといたしております。

なお、府内のこの条例の制定状況の披瀝がございましたが、御指摘ありましたように、現在5市で制定されているということでございまして、本市はどの部類に入るんかということでございますが、何もしていないということではなくて、それらの先進地の情報の提供を求めて、現在研究を行っているところでございます。やはりこれからは、この男女共同参画推進条例というものは必要とい

うふうに考えておりますので、ただいま研究をいたしておりますものをベースに、条例制定に向けて検討をしてみたいと考えております。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 原議員御質問の庁舎内の禁煙対策について、御答弁申し上げます。

先ほど議員の方から厳しい御指摘をいただきました。その禁煙対策でございますけれども、御指摘のように去年の5月に健康増進法が施行されました。そしてその中で、25条で受動喫煙というんですか、公共施設等についてはその必要な措置を講じなければならないというふうなことがうたわれております。

その中で、市役所庁舎につきましては、本庁舎に4カ所、別館に2カ所の喫煙コーナーを設けまして、分煙にて対応してまいりました。別館2カ所につきましては、換気設備を設けた部屋に分煙機を設置しておりますが、本庁舎4カ所については分煙機のみが設置されていると、そういった状況になっております。

特に玄関ホール及び2階部分の喫煙コーナーにつきましては、庁舎の構造上、換気設備を設置するということが大変難しいこともありまして、今後そのあり方について現在検討を進めているところでございます。

それとあと、たばこの自販機の撤去、堺市の方では撤去したという御指摘ございました。この分につきましては、今までたばこの自販機を1階とかに置いておりますけれども、利用者でありますとか、あるいは設置者の意向というものもございまして、この辺もし御指摘ございましたら調整してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（真砂 満君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 私の方から、学校の登下校の安全確保対策について御答弁を申し上げます。

熊取町の吉川友梨さん行方不明事件や奈良の有山楓さん誘拐殺人事件など、学校の登下校中に子供が被害に遭う事件が後を絶ちません。本市におきましても、登下校中や帰宅後あるいは休日に、不審者に声をかけられる事案や連れ去り未遂事案が発生しております。

このような状況に対しまして、従来より学校、保護者、地域、関係諸機関が連携して地域ぐるみで子供を守るネットワークづくりに取り組んでまいりました。教職員や保護者PTAによる校区パトロール、市教委による市内巡回パトロールに加え、子ども安全パトロール隊員4名による市内を4ブロックに分けた登下校時の通学路や危険箇所、小・中学校、幼稚園への巡回パトロール、さらに市民ボランティアの子ども安全パトロール員による登下校時の通学路や危険箇所における子供たちへの見守り体制づくり等を進めております。より多くの大人が子供たちを見守るということの中で、ネットワークづくりが進むものと考えております。

また、防犯ブザーを貸与し、集団登下校や複数登下校の徹底とともに、防犯教室やキャップの実施により子供がみずから身を守る教育、見知らぬ人に声をかけられてもついていけないことや、事件に巻き込まれそうになったときには防犯ブザーを鳴らし、大きな声で助けを求めること、こども110番の家や商店などに逃げ込むこと等を事あるごとに指導しております。

緊急時の連絡体制につきましては、学校、幼稚園、関係機関への電話連絡網とファクス送信、さらに市教委のパソコンから登録された関係機関の代表者や安全パトロール員に携帯メールを利用いたしまして不審者情報を送信する安心ネットがございます。この安心ネットの情報をPTA関係者へも送信できるように、システムの再構築を検討、準備をしておるところでございます。

休日対策につきましては、保護者、地域の方々など、より多くの大人が子供を見守る大人のスクラムづくりを進めていくことが重要であると考えております。各学校ごとに保護者PTAや安全パトロール員に呼びかけ、ふだんから子供を見守る体制づくりを推進していきたいと考えております。その一環といたしまして、毎月8日を子ども安全の日と定め、市を挙げて子供の安全を守っていくことも検討しているところでございます。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 私から、危機管理と禁煙問題の2点についてお答えいたします。

災害時の避難所として、教育委員会所管施設と

いたしましては、幼稚園、小学校、中学校と一部社会教育施設が該当いたしております。

阪神・淡路大震災の教訓のもと、本市では各学校・園の耐震に関する予備診断を完了したところでございます。耐震予備診断の調査対象については、昭和56年以前建設の非木造2階建て以上または延べ床面積200平方メートルを超える園・校舎を対象施設として、本市では幼稚園では18棟、細かい数字になりますが、8,497平方メートル、小学校では36棟、3万1,820平方メートル、中学校では21棟、2万1,058平方メートルが対象施設であるとして調査を行いました。

調査内容については、設計図書に基づいて構造特性を把握した上、現地調査を行い、整形性、建物の劣化、損傷度を判断し、耐震補強区分の判定を行いました。

一方、昨年、文部科学省より学校施設の耐震化推進についての調査研究結果が発表され、既存学校施設の耐震化推進計画の策定が示されました。その中で耐震化優先度調査の評価方法も示されました。このことは、耐震予備診断を実施している本市では早急に有効活用ができ、順次耐震診断、補強設計へと進められる状況下になっております。今後、教育施設耐震補強整備事業、これは国庫補助があるんですが、それらを活用して、早い時期に着手したいと考えております。

なお、各学校・園の施設については、泉南市地域防災計画において、災害時に備えて避難所に指定されており、避難所及び社会的弱者、障害者に対する機能面も加味した検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育施設の禁煙対策についてお答えいたします。

市立学校・園の施設については、現在教職員に喫煙場所を指定し、分煙を実施しております。また、社会教育施設については、公民館では3館が各部屋の禁煙と各階ロビーでの分煙、1館が全面禁煙を行っております。市民体育館は、館内を全面禁煙として館外に1カ所喫煙場所に指定いたしております。図書館と文化ホールでは、それぞれ1階ロビーに喫煙コーナーを設けております。それ以外は禁煙。埋蔵文化財センターは、2階に喫

煙コーナーを設けておりますが、それ以外は禁煙となっております。

ただし、分煙している箇所については、現状は分煙機がないところもあり、また建物の構造上、換気設備の設置が困難なところもございます。今後、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 健康福祉の關係の禁煙問題、そして危機管理につきましてお答えさせていただきます。

まず、禁煙問題の総合福祉センターの關係でございますが、現在、事務室を初め会議室、研修室、和室等の室内は、すべて禁煙といたしております。喫煙場所につきましては、1階ロビーに1カ所、2階につきましてはふろの前の廊下とロビー、3階につきましては研修室前の廊下に1カ所の合計4カ所が喫煙場所となっております。

平成15年5月1日に健康増進法が施行され、官公庁施設については、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますので、今後総合福祉センターの館内での禁煙化について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保健センターでございますが、予防接種あるいは各種健診等におきまして保健センターに来られる乳幼児が多いということで、平成9年4月より館内を全面禁煙とし、灰皿も撤去して禁煙に御協力をいただいております。

次に、危機管理についてでございますが、福祉施設といたしましては、保育所1カ所と老人集会場9カ所が緊急避難所として指定されてございます。

これらの施設におきましては、消防設備や電気工作物保安管理等の定期的な点検を行ってございまして、必要に応じて修繕等を行うなど、緊急避難施設として安全確保に努めているところでございます。今後も引き続き、施設の安全確保につきましては、当該担当部署の職員で点検等を行ってまいりたいと考えております。

なお、保健センターにつきましては、昭和59年3月の完成でございまして、新耐震基準に基づ

き建築されておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、危機管理の社会的弱者、障害者に対する体制につきましてお答えさせていただきます。

本市の地域防災計画におきましては、要援護高齢者や障害者等の災害時における支援策としまして、まず市内の社会福祉施設等に入所されている方あるいは通所されている方、また施設管理者に対しまして、円滑に避難が行えるよう日ごろから必要な防災教育を実施すること、また定期的に防災訓練を行うこと、そして施設や設備の安全点検を常時行うこととされております。

本市では、施設に対しまして常日ごろより、災害発生時における施設の職員の任務分担や動員体制などの防災組織の確立、利用者の家族への連絡体制や近隣住民との連携などを図っていただけるよう啓発を行っているところでございます。

一方、在宅の要援護高齢者や障害者に対する支援策につきましては、援護を必要とする方々の把握、市広報誌などによる防災についての啓発を行うこととされておきまして、あわせてボランティアやヘルパー等要援護者を応援していただける個人や団体、そして近隣地域住民とも連携を密にできる協力体制づくりを行うこととされております。

在宅の高齢者や障害者の方々の中には、災害発生時におきまして、その心身状況により、災害に関する情報収集力や避難を含む対応力の点で不十分な方がたくさんおられます。

災害時の支援策を考えるに当たりましては、まずこのような方々の個別の状況を把握するとともに、その状況に応じた安全の確保や災害後の生活支援策を講じる必要がございます。これには、行政だけではなく地域住民を初め、さまざまな個人や団体の力を結集し、地域社会全体で助け合う体制づくりが非常に重要でございます。

本市では、日常の福祉相談業務や福祉サービスの提供を通じまして、対象者の個々の情報を日々蓄積管理しているところでございまして、また高齢者や障害者が近隣地域住民と触れ合う交流の場をつくりながら、地域の中で助け合う精神をはぐくむといった地域ぐるみの防災体制の基礎づくり

にも努力しているところでございます。

今後は、防災担当部署と連携を図り、泉南市社会福祉協議会や市内のボランティア活動団体、医療機関及び各種福祉サービス事業所などの御協力をお願いしながら、安否確認及び救出、救護、応援ボランティアの受け入れや活動支援、そして罹災後の生活支援などを含めた協力体制づくりを推進し、災害弱者に対する適切な支援策の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 御質問の大綱2点目の危機管理のうちで、岡田地区の浸水対策について御答弁をいたします。

従来から岡田地区の浸水対策につきましては、定期的に門扉、水門閉鎖等の訓練を実施しているところでございますが、本年においては、特に異常潮位、大潮、台風等さまざまな悪条件が重なり、海面が岡田漁港の護岸を超える事態となりました。行き場を失った上流からの雨水が各所で増水したものでございます。

本市といたしましても、水防体制により水門の閉鎖、内水面に対しますポンプ排水、さらに消防車の応援も求めまして懸命に排水を実施したところでございますが、一部地域の方々に御迷惑をかける結果となったものでございます。

今後、地域のポンプの改良、排水能力の大きなポンプの保有等を検討するなど、浸水対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 答弁漏れはございませんか。———原議員。

2番（原 憂子君） ありがとうございます。いろんな障害者の方、しっかり検討していただいているみたいで、検討に終わらず実行を起こせる、そういうものになれるように頑張っていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それと、岡田の件、今おっしゃっていただきましたが、自分たちで使えるようなポンプも至急手配していただいて手渡していただけたら、自分たちでも協力してやるというふうな意見も市民か

ら出ておりますので、そういうものがあればすぐに支給していただけたらなと、そしたら資金も少なくて済むかなという思いがあります。

それと、最初にも言わせていただきましたけれども、ほんとに災害、被害になるよりも予防対策にお金をかけて、災害を防ぐという形をとっていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最大の問題であります喫煙問題なんですけど、ちょっと今資料が1つ私の手元にきておまして、「ニュースせんなん」ということで私が書いたものではございません。平成10年の8月の22日に、「ニュースせんなん」ということですので、泉南市が出してくださってるということだと思います。（発言する者あり）あ、違うんでございませうか。そうですか。申しわけございません。新人で申しわけないです。

保健センターの中で、たばこ問題を考える講演会をしていただいたということで、すばらしい計画をしていただいたなと。これが平成10年にもかわらず今平成16年ですが、まだまだ分煙と言ってもほんとに部屋ができて分煙でもないし、結局吸う人はもちろんでしょうが、そのまき散らされる煙の中でおる吸わない人たちがどれほど困ってるかということは承知していただきたい。一日も早くなくすように、禁煙にしていきたいという思いがあります。

ちょっと読ませていただきますけれども、ほんとにたばこを吸わない人が遠慮している世界の中ということで、今まではそうだったと思いますが、アメリカなどでは行政が禁煙を呼びかけ動き出しているが、日本では市民運動主導型が現状であると言われております。

たばこ1本吸うと、ドラム缶1杯分の空気が汚れて、7分間寿命が縮むと言われてるんです。ほんとに怖いことだなというふうに思います。私も子供を3人産んできましたが、たばこを吸うと、ほんとに心臓の弱い子供も生まれるということで、私はもちろん生まれてから吸ったことはございませんが、そういう危険があるということで、若い人が吸っているのを見ると、ほんとにつらい思いをしています。

今は、ほんとに社会でも男女共同参画と言うて
るごとくに、何かたばこでも参画してるなど、こ
んな参画はしてほしくないなというふうに思っ
ておりますが、たばこの中のニコチンによる依存性、
薬物としてアメリカではニコチンの規制が行われ
ているが、日本では行政が動いてたばこの危険性
を訴えることはまずない—なかつたところでは
書いてます。強いて言えば、吸い過ぎに注意しま
しょうぐらいのものだったと。

では、どうして日本の社会では、たばこに関す
る禁煙運動や国民意識が向上しにくいのか。これ
は国民性の問題でしょうがというふうにこの人が
おっしゃられてますけども、好きなものを吸って
何が悪いんやというような言い方とか、喫煙者側
に言い分が通りやすく、まあええやないのとい
うような寛容な言い方、これは私自身も思っ
ております。日本人というのは、すごい、ほんとに赤信
号みんなで渡れば怖くないというようなほどの、
何かだれかほんとに行動で起こせば怖くないとい
うようなことを、よく私、日本人というのはそ
ういうところがあるなというふうに思っ
ておりますが、そうじゃない、やっぱり一人が勇気を出し、
一人からまずやめていくということをね、ほんと
にそうしていただきたいなと。もう吸われてる本
人が一番悪いんですよと私自身が言いたいと思
います。体にですよ。体に悪いということを言いた
いと思います。

行政面では、薬害エイズやダイオキシン問題に
見られるように、行政と企業の利害関係が絡ん
でおり、たばこに関しては安定した税収入が見込
まれることから、日本は健康より財源の方をとると
世界から言われても仕方がない状況にある。私も
中学に子供がお世話になっていた折も、中学でも
みんな遠慮がちに吸われて、校長先生も実際吸
われてましたけれども、今はほんとにちゃんとして
吸われているということを聞いております。

ほんとにヘビースモーカーになられて、それ自
身がほんとに病気じゃないかなという思いがして
おりますが、一日も早い分煙といえますか、新館、
別館の方には分煙で閉めてできるようなにはな
ってますけれども、実際閉めてたばこ吸われてない
状況だと思います。その点をもうちょっと改善して

いただける気持ちが、もうちょっと見えるよ
うな返答をいただけたらなというふうに思
います。よろしくお願ひします。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 再度の御質問でござ
います。

実は私も、今現在はたばこを吸ってないです
けど、以前はもう相当なヘビースモーカーでござ
いまして、1日に3箱とか吸ってたときもあり
ました。そういった中で、現在たばこをやめて
るわけでございますけれども、やはりたばこを
吸ってる人の気持ちも十分わかってるつもり
なんですけど、ただ、現在、禁煙というん
ですか、今、役所の方は分煙という形で
対応させていただいておりますけれども、この
公共施設については、近隣の都市なんかでも
やはり禁煙というんですか、全館禁煙しま
しょうといった流れ、その辺は我々も認識
しております。

ですので、現在は分煙ということでお答えさ
していただきましたけれども、今後は禁煙とい
うんですか、そういった流れになっていく
だろうということは認識をしておりますので、
またその辺で我々としても検討してまい
りたいと、このように考えておりますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

議長（真砂 満君） 原議員。

2番（原 憂子君） 言葉だけにならないよ
うに、しっかりと現実に行動を起こして
いただいて、あ、ここ直った、ここ直
ったというような思いになれたらなとい
うふうに思っておりますので、よろし
くお願ひしたいなというふうに思
います。

それから、受動喫煙防止ということで、ほん
とにこの44市町村のうち17までが全
面禁煙という形になってきております。
ここに一日も早く我が泉南市の名前が
載っていただきたい、この思いが必
死でございますので、やっぱり吸
われてる方はもちろんそういう形
でしょうし、今さっき自動販売機
のこともおっしゃられてました
けれども、欲しい人はそら外へ
行ってでも買われるとは思
います。市庁内にあると楽で、
雨の日もそこで買えるんだ
からとは思いますが、やっぱり
それから撤去していくこと
自身が最大のポイントかと思
いま

すので、それをぜひ一日も早くそういう形で持っていただけたらなというふうに思います。

やっぱり私たち大人が変わらなければ、子供は変わらない。私はそれを絶対思っておりますので、まず大人から頑張っている面を改善していただけたらなというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

それと、もうちょっとでするので、すいません。ファクス、メールでいろんな事件絡みの連絡は行くということで、私自身がちょっとPTAの方の役をさせていただいてときは、何か電話連絡が多かったみたいで、ほんとに正確な伝言がなし得てなかったと。あっちへ行ってる話がこっちに来てるとかという形で、ほんとにそれがだめだったというふうに思いますので、このファクスやメール携帯の安心ネットをしていただくということで、うれしく思っております。

毎月8日は子ども安全の日というふうに聞きましたけれども、その内容はどのようになっているのか、聞かせていただけますでしょうか。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 毎月8日ですが、これは池田小の事件が発生した日であります。この事件を受けまして、府下的に危機管理が芽生えております。そういった意味で、8日を子供の安全の日にしたいと考えております。

取り組みですが、この日は安全パトロール員さん全員に呼びかけまして、まず立っていただく。そして、学校におきまして教職員、また私どもも安全パトロール等を行い、この日を機会にしまして日々休日も含めまして、大人の子供を見守る目を多くしたいと、このように考えております。よろしく願いします。

議長（真砂 満君） 原議員。

2番（原 憂子君） ありがとうございます。そしたら、休日の件なんですけど、最初に話していただきましたけれども、ほんとに地域、家族ということは、これはもちろんのことなんですけれども、防災のときには市長様が今さっき34カ所のところに2名づつ配置をしてるとおっしゃって、心強い配置数を聞かせていただきましたが、そういう形でのあれは、予備はないんでしょうか。そ

こをちょっとお願いいたします。

議長（真砂 満君） 飯田教育指導部長。

教育指導部長（飯田 実君） 休日につきましては、先ほども教育長が申しましたように、具体的な、現在今、安全パトロール隊というものを市内で4カ所配備しまして、休日以外、時間差を設けてまして子供の登下校時に巡視、巡回しております。

しかし、この安全パトロール隊につきましても、休日につきましては勤務としておりません。そういったこともあり、休日の対応ということにつきましては、具体的には非常に難しい面が多々あります。

そうした中で、先ほど教育長が申しましたように、私も今答弁させていただいたんですが、8のつく日を契機にして子供を見守ろうという機運というんですか、そういった大人のフォーラムづくりに、とりあえずそういった環境整備に努めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（真砂 満君） 原議員。

2番（原 憂子君） ありがとうございます。

そしたら、私も子供がおりますので、ほんとに親が責任を持ってという思いはありますが、一部始終後ろをついて歩くわけではございませんし、ほんとに大変なこと、親が大変なのを市に強制するということは、もちろんわかっておるんですが、ほんとに地域の方もしっかりと目を向けていただいて、あの子はどこそこの子やということが、ほんと現在は、昔ならほんとにあの子は原さんの子やというのをわかってもらったでしょうけども、今はそれがほんとに少ない。また、大人もそういう形。朝のおはようございますというのも私も言うんですけど、顔見ただけであいさつもしない子供が多くなってるのも事実で、私もその経験をさせていただいて、何やこの子はとかと思いつつながら、親の顔見たいなというのがあったりしながら、本当家庭教育の大事さというのは、女性として痛切に感じております。そういう意味でほんとに私自身も頑張っていきたいと思っております。

さっき市長さんがおっしゃっていただいた34市、2名の職員が用具まで待機してついていってくださっているという、ほんとにこの人たちが動け

ないんか1年間とかという思いが、ほんとにうれしく思いました。こういうものをある意味では地域であれば、そういうところにすぐにいろんな事件が起こったときに報告をして、対処していただけるという強みがあるなというふうな感じを受けました。もし、そういうことが実現できるならうれしいなというふうに思いましたので、よろしくまた御配慮できたらと思っております。

きょうは、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（真砂 満君） 以上で原議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会とします。御苦労さまでした。

午後4時34分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫